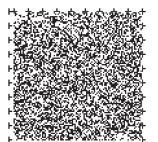
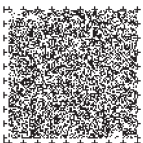


第7期逗子市障がい福祉計画・ 第3期逗子市障がい児福祉計画

逗 子 市

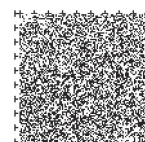
※本計画には各ページの角に音声コード（uni-voice）が印刷されています。
音声コードを専用のアプリケーション等で読み込むと、そのページに記載されている
内容を音声で聞くことができます。（図表等読み取れないものは要約しています。）
※本誌とは別に、誰にでもわかりやすく作られたわかりやすい版も作成しています。





目 次

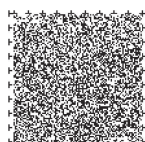
第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨・背景.....	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の対象.....	4
4 計画の期間.....	4
5 計画の策定体制	5
6 計画の基本的な考え方.....	7
第2章 障がいのある人を取り巻く現状	9
1 人口、障がいのある人の数.....	9
2 身体障がいのある人、子どもの状況	11
3 知的障がいのある人、子どもの状況	14
4 精神障がいのある人、子どもの状況	16
5 各手帳所持者数の推計.....	19
第3章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の充実.....	23
1 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標 （成果目標）	23
2 障害福祉サービスによる支援体制の充実	29
3 障がいのある子どもの支援体制の充実【第3期障がい児福祉計画】	37
4 地域生活支援事業に関する事項.....	43
第4章 計画の推進について	52
1 計画の推進体制	52
2 進行管理と評価	52
3 行政計画との相互連携.....	53

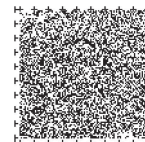


資料編.....	54
1 法令等障がい関連施策の動き	54
2 用語解説	58
3 逗子市障がい者福祉計画策定等検討会運営要綱.....	67
4 逗子市障がい者福祉計画策定等検討会メンバー名簿	69

※「障害」・「障がい」の表記について

逗子市では、ノーマライゼーションの理念としての「こころのバリアフリー」を推進するため、「障害」の「害」の字をひらがなで表記しています（例：「障がいのある人」など）。ただし、国の法令に基づく制度などは、従来そのままとします（例：「身体障害者手帳」など）。





第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨・背景

(1) 国・県の動向

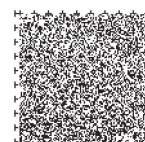
近年、障がい福祉を取り巻く環境は、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が進んでおり、特性に応じた切れ目のない支援が必要となっているなど、多様化・複雑化しています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が長期化したことで、市民生活への影響も大きく、特に障がいのある人の見守りの場や相談支援の機会の喪失、障がいのある人を支える家族の負担増加などの課題も浮き彫りとなり、障がいのある人もない人も地域で安心して暮らすことができるよう時代とニーズに即した障がい福祉施策の推進をしていく必要があります。

このような複雑化・複合化した支援ニーズに対応できる市町村の包括的な支援体制の構築を支援するため、国では令和3年4月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行されました。また、同年9月には日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠な児童である医療的ケア児に関する法律「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されました。

さらに令和4年12月には障がいのある人の地域生活の支援体制の充実や、多様なニーズに対する支援などを定めた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等」の一部が改正され、令和6年度から施行となり、障がいのある人や難病患者等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築に向けた取り組みを進めています。

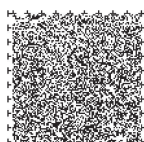
また、神奈川県においては障がいのある人が障がいを理由とするいかなる差別及び虐待を受けることなく、自らの望む暮らしを実現することができ、障がいのある人のみならず誰もが喜びを実感できる地域共生社会の実現に資するため、当事者目線の障がい福祉の推進を図っていく「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」が令和5年4月から施行され、ともに生きる社会の実現を目指しています。



（２）本市の取り組み

本市では、障害者基本法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）などをはじめとする関連法を踏まえ、障がいのある人のための施策に関する基本的な計画である『第４期逗子市障がい者福祉計画』、障害福祉サービス等の提供体制の確保等を定めた計画である『第６期逗子市障がい福祉計画』、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保等を定めた計画である『第２期逗子市障がい児福祉計画』を令和３年３月に一体的に策定し、障がい者・障がい児施策を総合的に推進してきました。

『第６期逗子市障がい福祉計画・第２期逗子市障がい児福祉計画』の計画期間が令和５年度をもって終了するため、次期計画となる『第７期逗子市障がい福祉計画・第３期逗子市障がい児福祉計画』を策定し、引き続き障がい者・障がい児のニーズを踏まえた障害福祉サービス等の提供体制の確保を図っていきます。

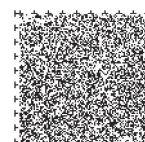
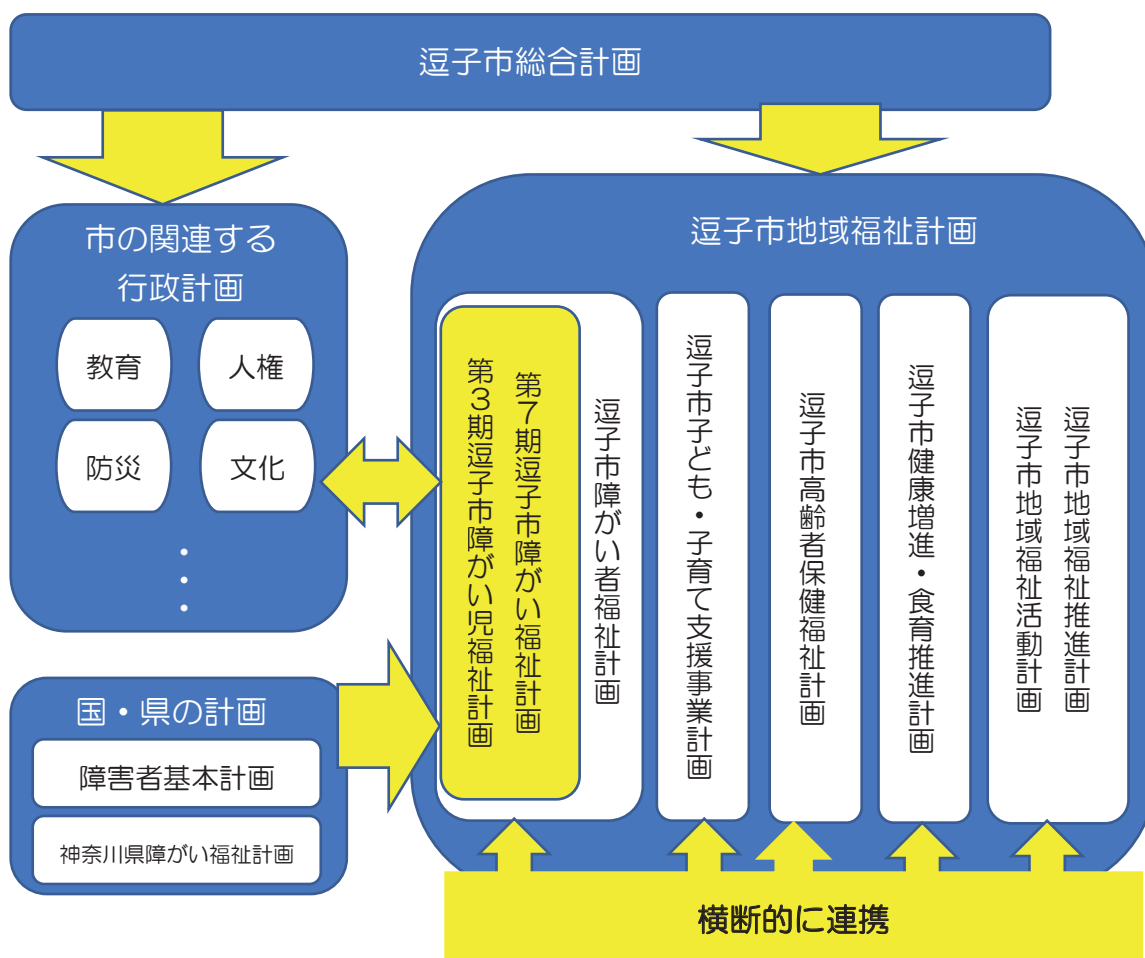


2 計画の位置づけ

『逗子市障がい福祉計画』及び『逗子市障がい児福祉計画』は、国の基本指針に基づき、障がいのある人または障がいのある子どもの地域生活を支える基盤の施策となる障害福祉サービス及び障害児通所サービス等の給付などに関して、具体的な成果目標や各種サービスの必要見込量を設定し、提供体制を確保するための方策を定める計画です。

『逗子市障がい福祉計画』は障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」に、『逗子市障がい児福祉計画』は児童福祉法第33条に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけています。

これらの計画は、市の最上位計画である『逗子市総合計画』に関連する行政計画、また、上位計画である『逗子市地域福祉計画』の分野別計画として位置付けられており、国の『障害者基本計画』や神奈川県『神奈川県障がい福祉計画』、市の関連する行政計画と整合・連携を図りながら、施策の推進を図ります。



3 計画の対象

国の基本指針では障害福祉サービスの対象者となる障がい者等の範囲について、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいのある人及び障がいのある子どもと難病等の人としています。

しかしながら、本計画では障がいに関わらず、相互に人格と個性を尊重し、ともに支えながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現を目指すため、日常生活又は社会生活を営むうえで、何らかの制限を受ける人や不自由な状態にある人だけでなく、障がいのない人や支援を行う人も含め、すべての人を対象とします。

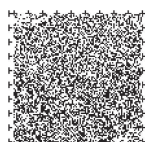
4 計画の期間

計画の期間は、国の基本指針に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

なお、『第4期逗子市障がい者福祉計画』は令和3年度から令和8年度までの6年間としています。

今後の社会情勢の変化や国の施策等の大幅な見直しがあった場合は、必要に応じて見直しを行います。

計画名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
逗子市総合計画	逗子市総合計画 中期実施計画					
逗子市地域福祉計画	逗子市地域福祉計画					
逗子市障がい者福祉計画	第4期逗子市障がい者福祉計画		第5期逗子市障がい者福祉計画(予定)			
逗子市障がい福祉計画 逗子市障がい児福祉計画	第7期逗子市障がい福祉計画 第3期逗子市障がい児福祉計画		第8期逗子市障がい福祉計画(予定) 第4期逗子市障がい児福祉計画(予定)			



5 計画の策定体制

市の実情に即した実効性のある内容のものとするため、サービスを利用する障がいのある人、障がいのある子どもをはじめ、幅広い関係者の意見の反映に努めました。

(1) 逗子市障がい者福祉計画策定等検討会の設置

障がい者団体関係者をはじめ、公募市民、福祉・保健・教育等の各分野の関係者、学識経験者等からなる「逗子市障がい者福祉計画策定等検討会」を設置し、新たな計画内容に関し、現在の事業の課題等や専門的、大局的な観点から議論を積み重ねました。

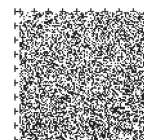
(2) パブリックコメントの実施

広く市民から計画素案に関する意見募集を行い、計画内容の見直しへの反映に努めました。

実施方法	・市内障がい福祉関係団体及び関係機関へ送付 ・市ホームページ掲載 ・障がい福祉課、情報公開課、市民交流センター、文化プラザホール、逗子アリーナ、福祉会館、保健センター、高齢者センター、子育て支援センター、湘南保育園、小坪保育園、療育教育総合センター、体験学習施設、図書館、小坪小学校区コミュニティセンター、沼間小学校区コミュニティセンターへの配架
意見募集期間	令和5年12月15日（金）～令和6年1月19日（金）
提出者数	3人（意見総数9件）

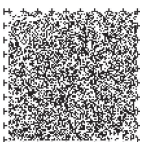
(3) 逗子市自立支援会議

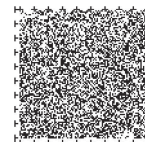
本市では障害者総合支援法第77条に規定する相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムについて広く関係者等の意見を聴取するため、障害者総合支援法第89条の3第1項に定める協議会として、逗子市自立支援会議（以下「自立支援会議」という。）を設置しています。この会議は相談支援事業関係者、当事者団体、関係行政・教育機関、保健医療関係者、学識関係者等で構成されていますが、計画の策定に当たっては、障害者総合支援法第88条第9項及び児童福祉法第33条の29第9項に基づき、本計画案について意見を聴取しました。



（４）関係機関との連携

障がいのある人に関わる施策は、福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労等、多岐にわたるものであり、総合的かつ計画的に推進するため、庁内・庁外関係各部門と連携を図りながら策定しました。





6 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

障害者基本法第1条において、全ての国民が、障がいのある・なしで分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することが同法の目的である旨を規定しています。

また、市の最上位計画である『逗子市総合計画』の基本構想において、めざすべきまちの姿の一つとして「共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち」を掲げており、その実現に向けた取り組みの方向として「障がい者が安心して自分らしく暮らし続けられるまち」を位置づけています。その取り組みの方向と本市障がい者福祉計画の基本理念である「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の考え方を継承するとともに、「ソーシャルインクルージョン」の考え方にに基づき、障がいのある人もない人も、誰もが分け隔てられることなく、ともに支え合って地域で安心して自分らしく暮らし続けられる共生社会を実現していくまちづくりをめざします。

(2) 基本目標

本計画の基本理念及び国の基本指針を踏まえ、本計画の基本目標を次のとおり定め、計画を推進していきます。

○障がいのある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいのある人等の自立と社会参加の実現を図ることを基本として、共生社会を実現するために、意思決定の支援に配慮して、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

○障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

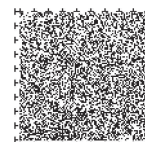
本市の地域特性を踏まえ、障がいの種別に関わらず、ニーズに則した障害福祉サービス等の提供体制を神奈川県からの支援等を通じて充実を図っていきます。

○入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

地域生活への移行、地域生活継続の支援、就労支援等に対応したサービス提供体制を整え、地域全体で支える環境を整備していきます。

○地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや地域資源の実態等を踏まえながら、関係者、関係機関が相互に連携することによる包括的な支援体制の構築に取り組みます。



○障がい児の健やかな育成のための発達支援

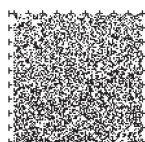
障がい児及びその家族に対し、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図るとともに、発達の遅れに心配を感じた段階からの相談や身近な地域での支援を可能とするよう、障害児通所支援及び障害児相談支援の充実を図ります。

○障がい福祉人材の確保及び定着

障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が進む中、将来にわたり安定した障害福祉サービス等の提供を実現するため、提供体制の確保並びにそれを担う人材の確保及び定着を多職種間の連携等、行政、事業者、職能団体等で連携しながら進めていきます。

○障がいのある人の社会参加を支える取り組み

障がいのある人の地域における社会参加を促進するために、多様な活動に参加する機会の確保等を通じ、障がいのある人の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。実施に当たっては、障がい特性に配慮した意思疎通支援を行い、障がいのある人の多様なニーズを踏まえたものとします。



第2章 障がいのある人を取り巻く現状

1 人口、障がいのある人の数

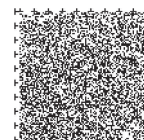
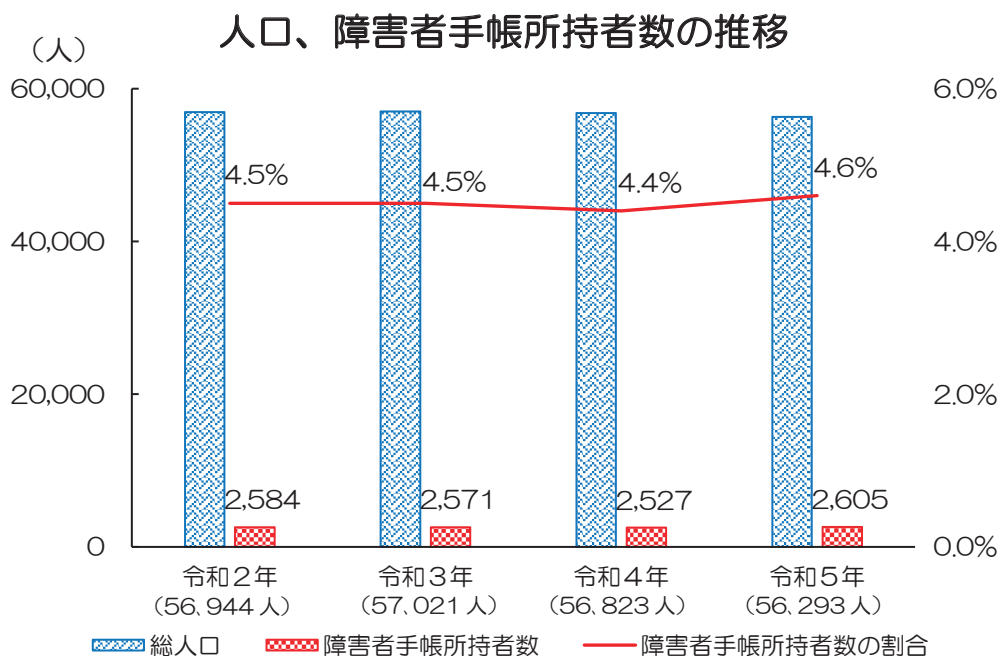
(1) 人口、障害者手帳所持者数の推移

本市の総人口は、令和5年4月1日現在56,293人で、令和2年から1.1%減少しています。障害者手帳所持者数は、令和5年3月末現在2,605人で、総人口に占める割合は4.6%であり、令和2年の4.5%からわずかに増加しています。

人口、障害者手帳所持者数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人口(人)	56,944	57,021	56,823	56,293
手帳所持者数(人)	2,584	2,571	2,527	2,605
割合(%)	4.5%	4.5%	4.4%	4.6%

資料：人口は住民基本台帳(各年4月1日現在)、障害者手帳所持者数は庁内調べ(各年3月末現在)



(2) 障害者手帳別所持者数の推移

障害者手帳別所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和2年3月末に比べ、令和5年3月末では4.5%減少しています。

また、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数ともに年々増加しており、令和2年3月末に比べ、令和5年3月末現在では療育手帳所持者は14%、精神障害者保健福祉手帳所持者は11%増加しています。

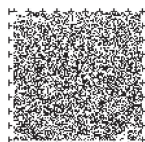
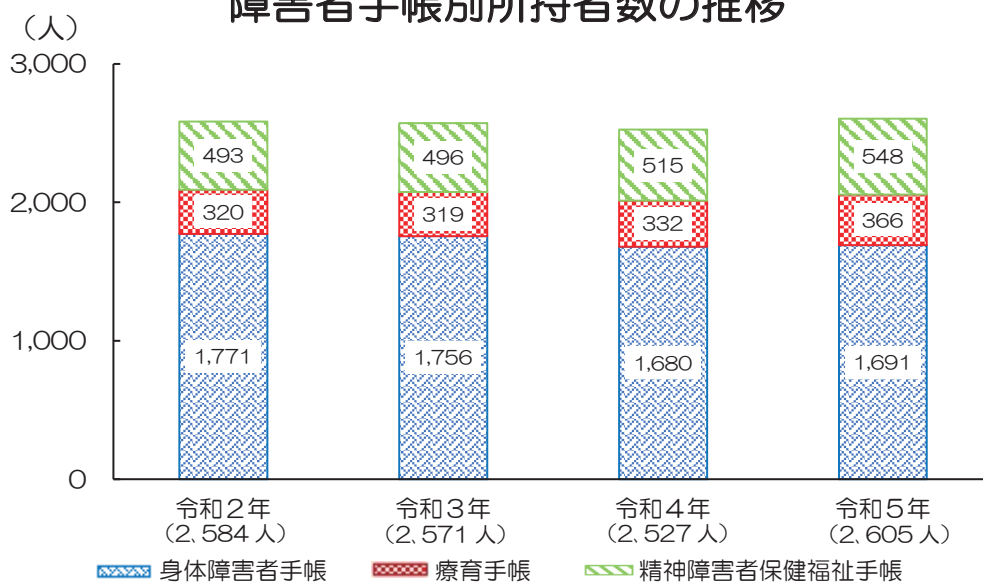
障害者手帳別所持者数の推移

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳	1,771	1,756	1,680	1,691
療育手帳	320	319	332	366
精神障害者保健福祉手帳	493	496	515	548
合計	2,584	2,571	2,527	2,605

資料：庁内調べ(各年3月末現在)

障害者手帳別所持者数の推移



2 身体障がいのある人、子どもの状況

身体障害者手帳所持者数の等級別推移をみると、令和5年3月末現在では、1級の手帳所持者数が625人と最も多いですが、全体的に減少傾向にあります。

また、年齢階層別では、75歳以上が半数以上を占めています。

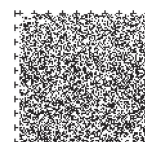
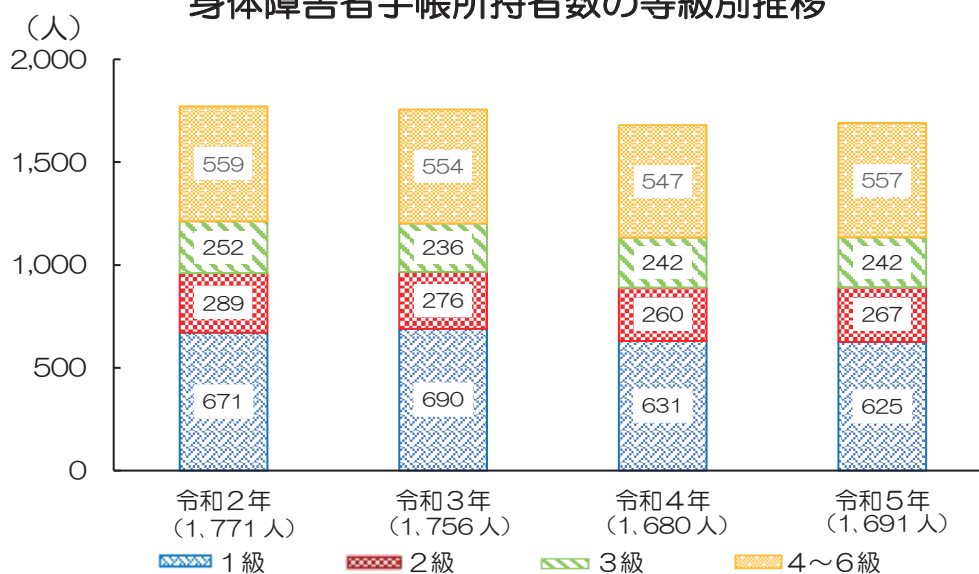
身体障害者手帳所持者数の等級別推移

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	671	690	631	625
2級	289	276	260	267
3級	252	236	242	242
4～6級	559	554	547	557
合計	1,771	1,756	1,680	1,691

資料：庁内調べ(各年3月末現在)

身体障害者手帳所持者数の等級別推移

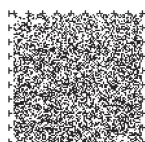
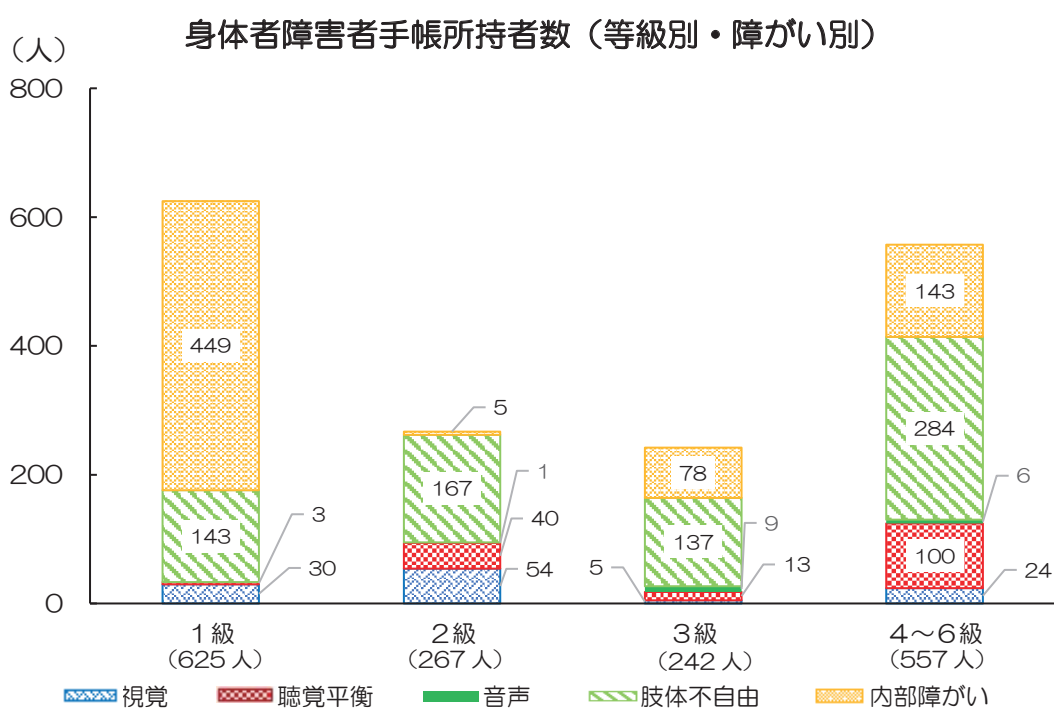


身体障害者手帳所持者数（等級別・障がい別）

単位：人

	視覚	聴覚平衡	音声	肢体不自由	内部障がい	合計
1級	30	3	0	143	449	625
2級	54	40	1	167	5	267
3級	5	13	9	137	78	242
4～6級	24	100	6	284	143	557
合計	113	156	16	731	675	1,691

資料：庁内調べ(令和5年3月末現在)

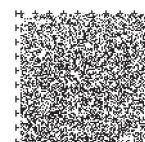
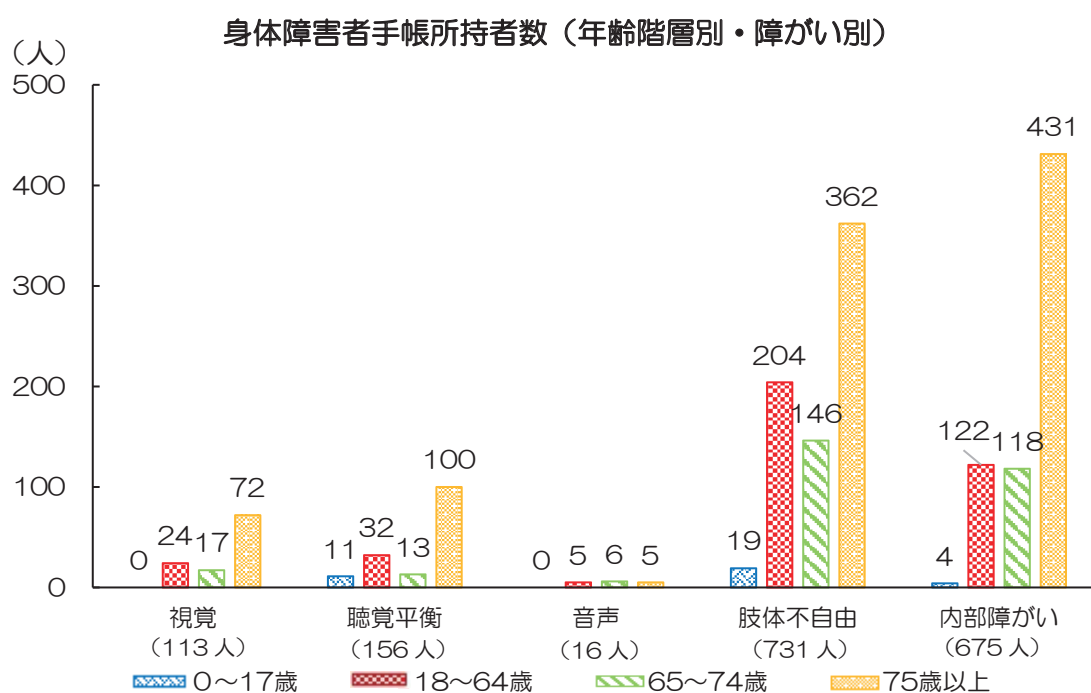


身体障害者手帳所持者数（年齢階層別・障がい別）

単位：人

	視覚	聴覚平衡	音声	肢体不自由	内部障がい	合計
0～17歳	0	11	0	19	4	34
18～64歳	24	32	5	204	122	387
65～74歳	17	13	6	146	118	300
75歳以上	72	100	5	362	431	970
合計	113	156	16	731	675	1,691

資料：庁内調べ(令和5年3月末現在)



3 知的障がいのある人、子どもの状況

療育手帳所持者数の程度別推移をみると、令和5年3月末現在では、手帳所持者数全体で366人と令和2年3月末に比べ14%増加しており、軽度（B2）から最重度（A1）の順に少なくなっています。

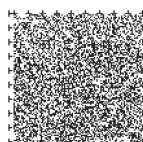
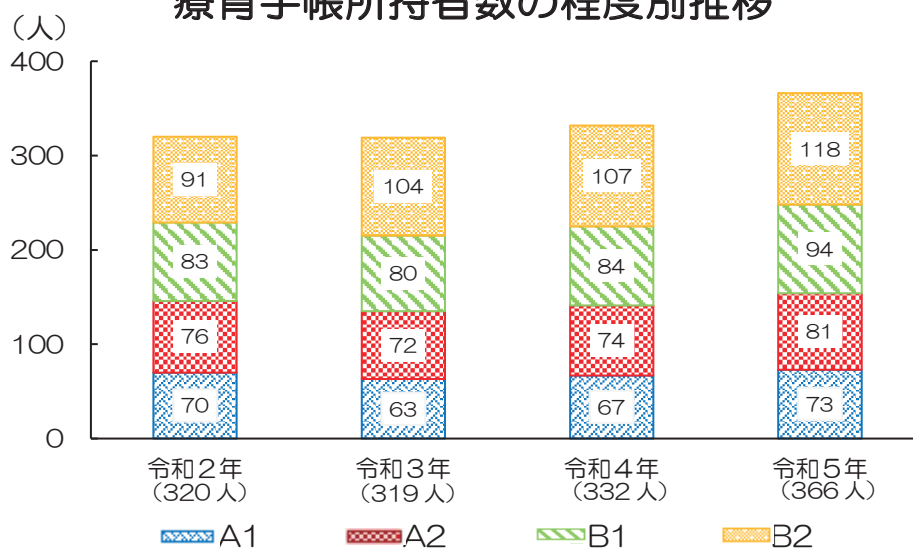
療育手帳所持者数の程度別推移

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A1	70	63	67	73
A2	76	72	74	81
B1	83	80	84	94
B2	91	104	107	118
合計	320	319	332	366

資料：庁内調べ(各年3月末現在)

療育手帳所持者数の程度別推移

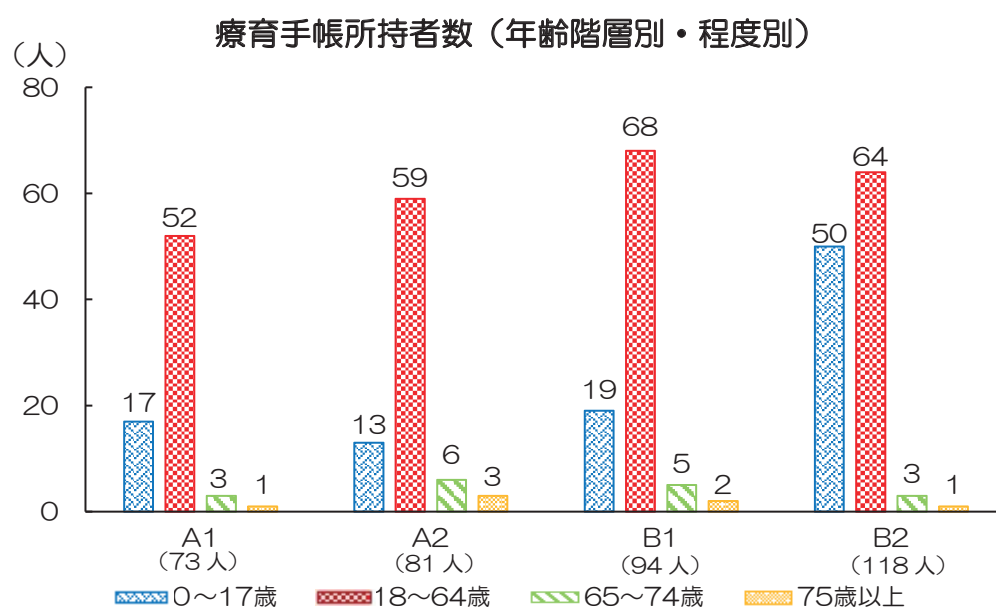


療育手帳所持者数（年齢階層別・程度別）

単位：人

	A1	A2	B1	B2	合計
0～17歳	17	13	19	50	99
18～64歳	52	59	68	64	243
65～74歳	3	6	5	3	17
75歳以上	1	3	2	1	7
合計	73	81	94	118	366

資料：庁内調べ(令和5年3月末現在)



4 精神障がいのある人、子どもの状況

精神障害者手帳所持者数の等級別推移をみると、令和5年3月末現在では、手帳所持者数全体で548人と令和2年3月から11%増加しており、2級の所持者が356人と6割以上で最も多くなっています。

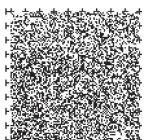
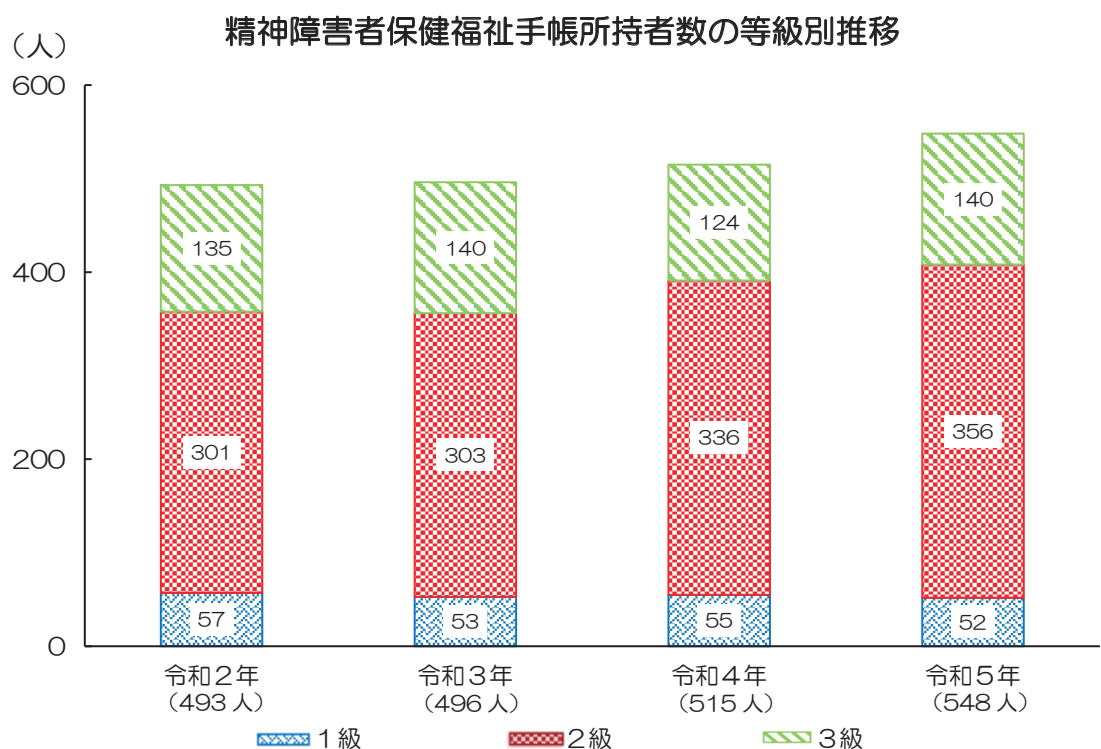
また、自立支援医療（精神通院）利用者数の推移をみると、令和2年3月末には846人でしたが、令和5年3月末現在は934人と増加しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別推移

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	57	53	55	52
2級	301	303	336	356
3級	135	140	124	140
合計	493	496	515	548

資料：庁内調べ(各年3月末現在)

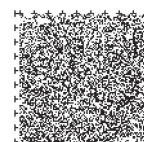
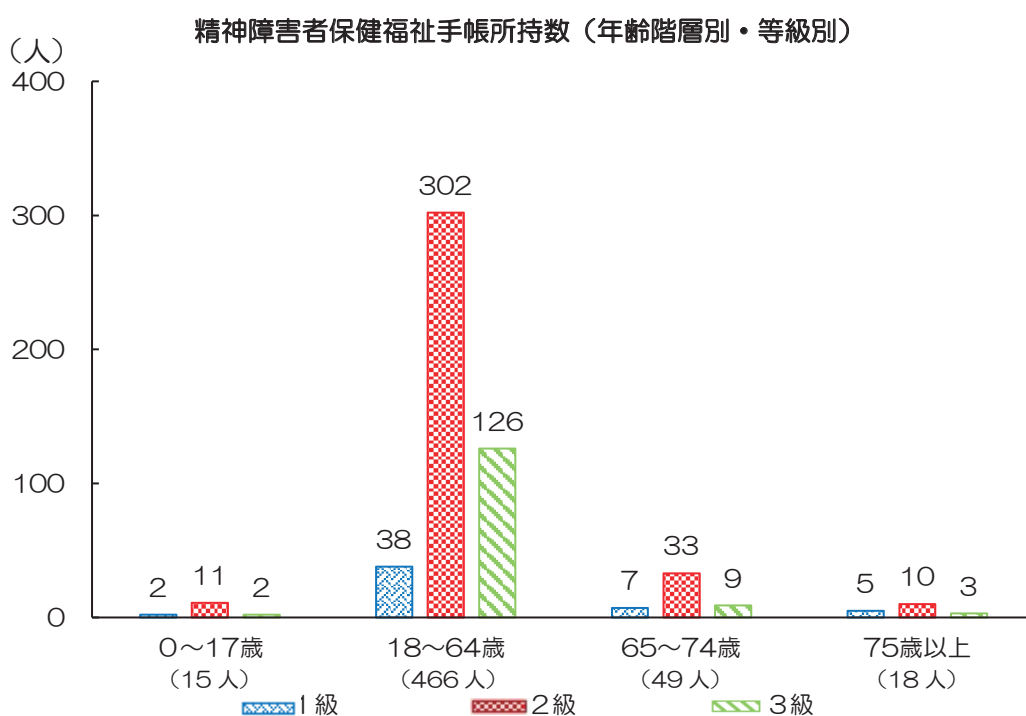


精神障害者保健福祉手帳所持者数（年齢階層別・等級別）

単位：人

	1 級	2 級	3 級	合計
0～17歳	2	11	2	15
18～64歳	38	302	126	466
65～74歳	7	33	9	49
75歳以上	5	10	3	18
合計	52	356	140	548

資料：庁内調べ(令和5年3月末現在)

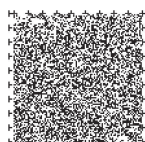
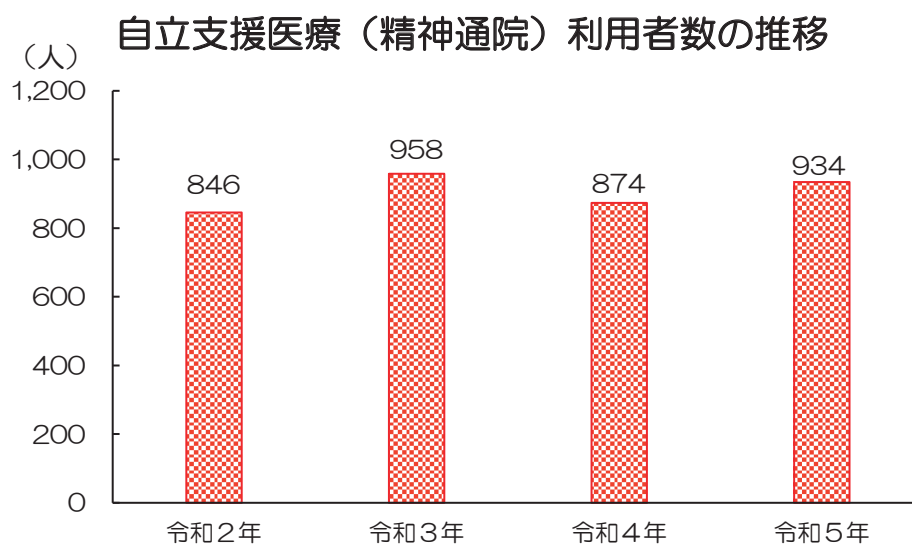


自立支援医療（精神通院）制度の利用者数の推移

単位：人

令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
846	958	874	934

資料：庁内調べ(各年3月末現在)



5 各手帳所持者数の推計

令和3年から令和5年における各手帳所持者数の推移の傾き（変化率）を基に令和6年から令和8年の推移を導き、更に各年の推計人口の推移をかけ合わせて算出する方法で推計を行いました。

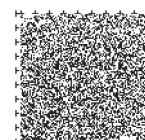
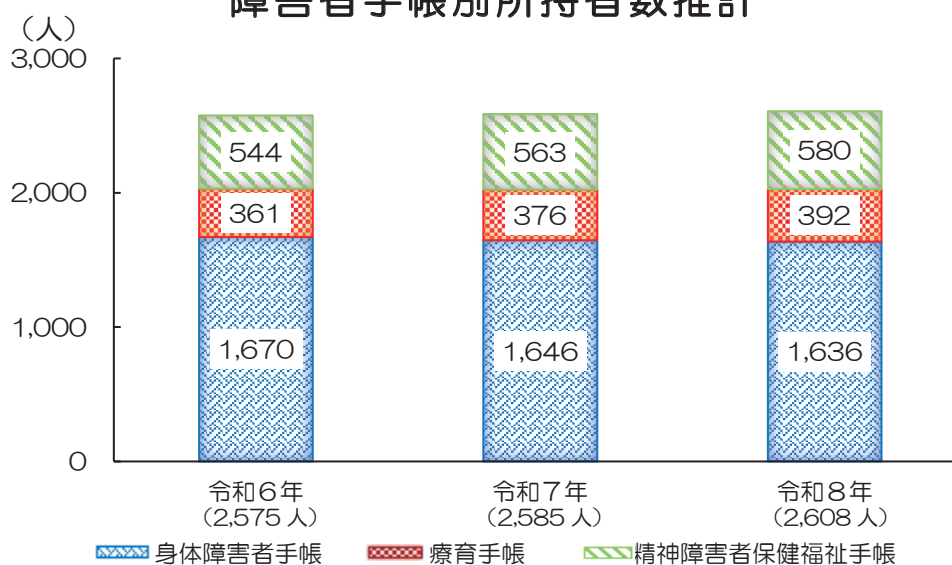
障害者手帳別所持者数の推計

単位：人

	令和6年	令和7年	令和8年
身体障害者手帳	1,670	1,646	1,636
療育手帳	361	376	392
精神障害者保健福祉手帳	544	563	580
合計	2,575	2,585	2,608

各年4月1日時点

障害者手帳別所持者数推計



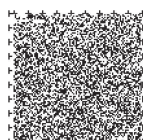
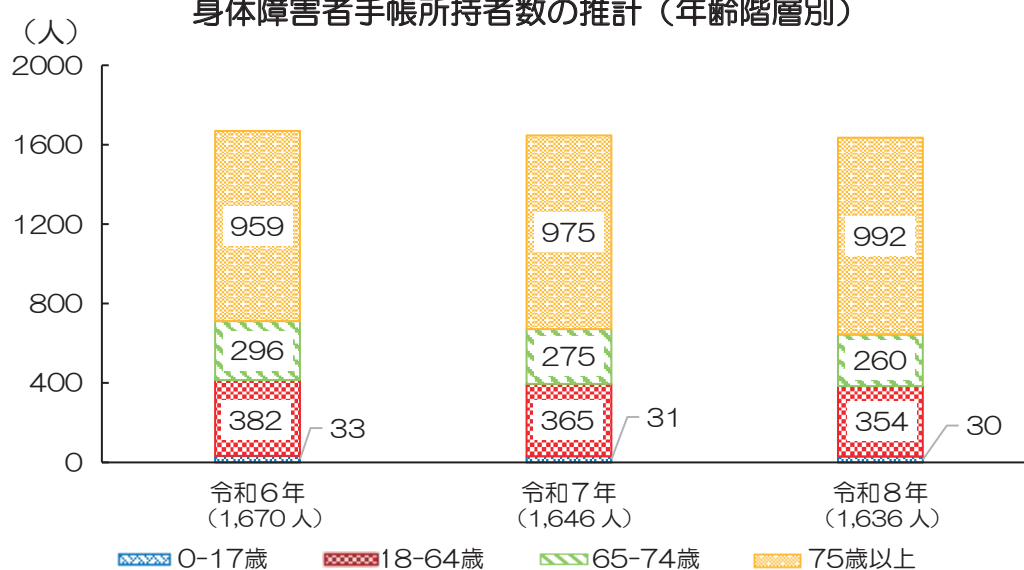
身体障害者手帳所持者数の推計（年齢階層別）

単位：人

	令和6年	令和7年	令和8年
0～17歳	33	31	30
18～64歳	382	365	354
65～74歳	296	275	260
75歳以上	959	975	992
合計	1,670	1,646	1,636

各年4月1日時点

身体障害者手帳所持者数の推計（年齢階層別）

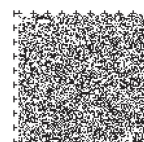
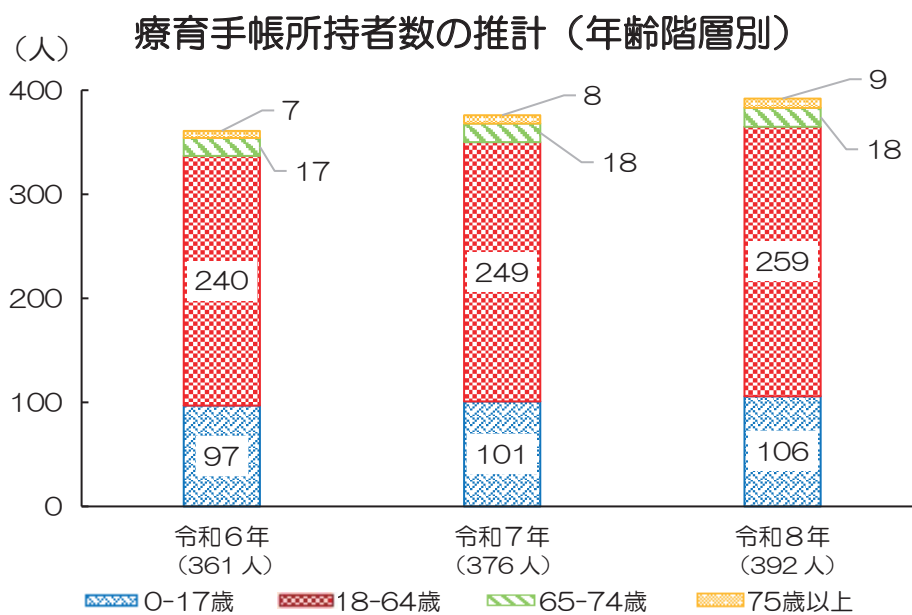


療育手帳所持者数の推計（年齢階層別）

単位：人

	令和6年	令和7年	令和8年
0～17歳	97	101	106
18～64歳	240	249	259
65～74歳	17	18	18
75歳以上	7	8	9
合計	361	376	392

各年4月1日時点



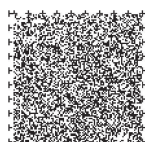
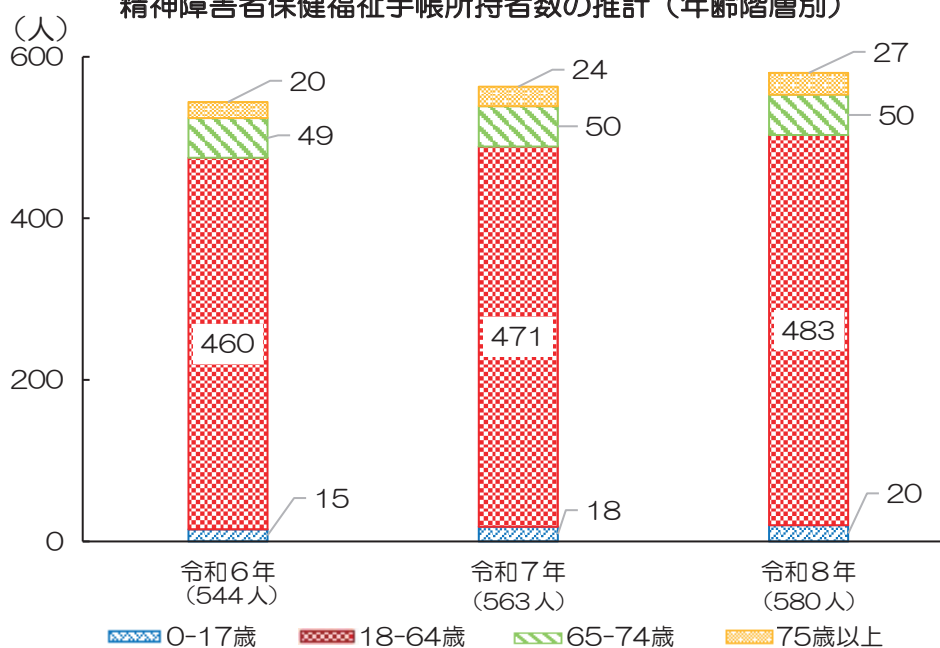
精神障害者保健福祉手帳所持者数の推計（年齢階層別）

単位：人

	令和6年	令和7年	令和8年
0～17歳	15	18	20
18～64歳	460	471	483
65～74歳	49	50	50
75歳以上	20	24	27
合計	544	563	580

各年4月1日時点

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推計（年齢階層別）



第3章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の充実

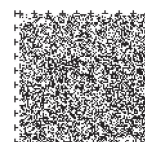
1 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、令和8年度を目標年度とする成果目標（数値目標）を本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、次のとおり設定します。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

	国の基本指針	設定の考え方
施設入所者数	令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減	国の指針に準じる （令和4年度末時点の施設入所者数27人）
地域生活移行者数	令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行	国の指針に準じる （令和4年度末時点の施設入所者数27人）

目 標 値	
令和5年度から令和8年度末までの施設入所者削減数	2人
令和5年度から令和8年度末までの地域生活移行者数	2人

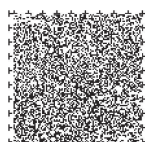


(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築については、基幹型地域包括支援センターや地域包括ケア会議など、逗子市高齢者福祉計画に位置付けられる包括的な支援体制の構築から地域共生社会の実現に向けた取組みの一環として協議を行っていきます。その際、逗子市基幹相談支援センター（以下「基幹相談支援センター」という。）及び自立支援会議も取組みに連携・参画していきます。

	国の基本指針	設定の考え方
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、精神障がい者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数、精神病床における一年以上長期入院患者数、精神病床における早期退院率に関する目標値を設定する。	当該指標は都道府県において、精神障がい者が地域生活を送るために必要な基盤整備の内容を把握するため、活動指標として設定するものですが、本市においても構築を推進するため活動指標を設定します。

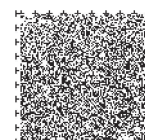
目 標 値	R6	R7	R8
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	10人	10人	10人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1	1	1
精神障がいのある人の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障がいのある人の地域定着支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障がいのある人の共同生活援助の利用者数	23人	25人	27人
精神障がいのある人の自立生活援助の利用者数	1人	1人	1人
精神障がいのある人の自立訓練（生活訓練）の利用者数	7人	8人	8人



(3) 地域生活支援拠点等有する機能の充実

	国の基本指針	設定の考え方
地域生活支援拠点等の整備	地域生活支援拠点等について効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築等により整備するとともに、年1回以上運用状況を検証・検討すること	自立支援会議等を活用して運用状況の検証・検討を行います。
強度行動障がいの支援ニーズの把握及び支援体制の整備	強度行動障がい有する者に関し、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること	国の指針に準じる

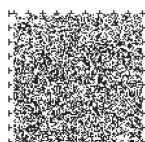
目 標 値	
令和8年度末の地域生活支援拠点等	年1回以上検証・検討
令和8年度末の強度行動障がい有する者に対する支援体制の整備	自立支援会議等を活用して地域における支援ニーズの把握を行い、体制構築を図ります。



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

	国の基本指針	設定の考え方
一般就労移行者数	令和8年度末時点で、令和3年度実績の1.28倍以上	国の指針に準じる (令和3年度実績 6人)
就労移行支援における一般就労移行者数	令和8年度末時点で、令和3年度実績の1.31倍以上	国の指針に準じる (令和3年度実績 3人)
就労継続支援A型における一般就労移行者数	令和8年度末時点で、令和3年度実績の1.29倍以上	国の指針に準じる (令和3年度実績 1人)
就労継続支援B型における一般就労移行者数	令和8年度末時点で、令和3年度実績の1.28倍以上	国の指針に準じる (令和3年度実績 0人)
就労定着支援事業の利用者数	令和8年度末時点で、令和3年度末実績の1.41倍 以上	国の指針に準じる (令和3年度実績 7人)
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	令和8年度末時点で、就労移行支援事業所の5割以上	国の指針に準じる
就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合	令和8年度末時点で、令和3年度末実績の2割5分以上	国の指針に準じる

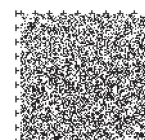
目 標 値	
令和8年度末の一般就労移行者数	8人
令和8年度末の一般就労移行者数(就労移行支援)	4人
令和8年度末の一般就労移行者数(就労継続支援A型)	2人
令和8年度末の一般就労移行者数(就労継続支援B型)	1人
令和8年度末の就労定着支援事業の利用者数	10人
令和8年度における就労移行支援事業の就労移行率	50%
令和8年度における就労定着支援事業の就労定着率	25%



(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

	国の基本指針	設定の考え方
児童発達支援センターの設置	令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本	本市のこども発達支援センターは、国が定める基準は満たしていませんが、市の規模に応じて求められる機能を備え、その役割を果たす拠点となっています。
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	令和8年度末までに、児童発達支援センターをはじめとする障害児通所支援事業所等が、保育所等の育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制を構築していること。	こども発達支援センターによる巡回相談のほか、保育所等訪問支援を活用し、障害児通所支援事業所等が保育所等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、子どもの地域社会への参加、インクルージョンの推進を図ります。
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	令和8年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保については、市の規模・実情に合わせ、こども発達支援センターがその役割を担います。

目 標 値	
令和8年度末までに児童発達支援センター設置	こども発達支援センターを代替施設として設置済
令和8年度末までに障がい児の地域社会への参加・包容の推進体制の構築	有
令和8年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	有



(6) 相談支援体制の充実・強化等

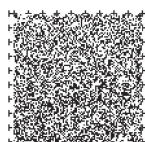
	国の基本指針	設定の考え方
基幹相談支援センターの設置	令和8年度末までに、各市町村において設置することを基本	国の指針に準じる
協議会における個別事例の検討を通じて地域サービス基盤の開発・改善の取組み	令和8年度末までに、地域サービス基盤の開発・改善に取り組むことを基本	国の指針に準じる

目 標 値	
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組みの実施体制を確保	地域の相談支援の中核的な存在となる基幹相談支援センターの機能強化に取り組み、全障がいに係る相談支援従事者への専門的な指導・助言による人材育成支援のほか、支援困難事例等についての課題検討を通じ、地域課題の明確化と解決に向けて情報共有等を行い、分野横断的に連携・協働する包括的な相談支援体制の充実・強化等を推進し地域サービス基盤の改善を図ります。

(7) 障害福祉サービス等の質の向上

	国の基本指針	設定の考え方
サービスの質の向上のための体制を構築	令和8年度末までに、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築	国の指針に準じる

目 標 値	
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組みの実施体制を確保	サービスの質の向上を図るための取組みとして、都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修に、毎年市から1名以上参加するとともに、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果について基幹相談支援センター連絡会等を活用して共有する体制を構築することで、サービスの質の向上を図っていきます。

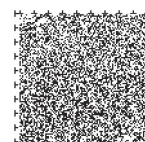


2 障害福祉サービスによる支援体制の充実

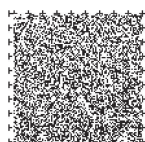
障がいのある人に対するサービスの量的・質的ニーズを把握し、見込み量を設定した上でその充実を図っていきます。また、各種障害福祉サービスの周知を図り、適切な利用を促進します。

(1) 障害福祉サービスの事業名と内容

事業名		内容
訪問系サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障がいもしくは精神障がいにより常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
	同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	知的障がい又は精神障がいにより常に介護を必要とする人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護・生活介護等複数のサービスを包括的にを行います。
日中活動系サービス	生活介護	常に介護を必要とする人に昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	療養介護	医療と常に介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。



	就労選択支援 (令和 7 年度から)	障がいのある人の能力や意欲を把握し、適正を評価する就労アセスメントを行い、適切な就労系障害福祉サービス等の選択ができるよう支援を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型＝雇用型、B型＝非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
居住系サービス	自立生活援助	一定の期間、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
地域相談支援	地域移行支援	施設入所者や精神科病院に入院している人が地域での生活に移行するための活動に関する相談を行います。
	地域定着支援	居宅において単身で生活する人の常時の連絡体制を確保し、緊急事態における相談を行います。
	計画相談支援	サービス等利用計画の作成、サービスの利用調整などを行います。
	補装具費の支給	身体上の障がい等を補って、必要な身体機能を回復するための補装具の購入費用及び修理費用を助成します。



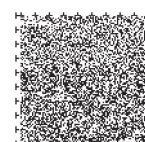
(2) 訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護については、専門的な対応が重要なため、市内事業者を中心にサービス提供体制の充実を図ります。

重度障害者等包括支援については、今まで利用実績がなく、市内や近隣市町にも事業所がないため、当面の利用はないと見込んでいますが、広域の中でサービス提供体制の確保を図ります。

年度	実績			見込量			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用量（人日）	1,131	1,036	1,508	1,547	1,673	1,789	1,919
居宅介護	824	724	779	810	834	859	883
重度訪問介護	78	102	459	459	540	621	702
同行援護	156	106	139	150	160	170	180
行動援護	73	104	131	128	139	139	154
重度障害者等 包括支援	0	0	0	0	0	0	0
実利用者数（人）	76	97	88	93	98	102	107
居宅介護	59	71	62	66	68	70	72
重度訪問介護	1	2	4	4	5	6	7
同行援護	12	15	14	15	16	17	18
行動援護	4	9	8	8	9	9	10
重度障害者等 包括支援	0	0	0	0	0	0	0

※ 実績及び見込みは、各年度3月のものです。



(3) 日中活動系サービス

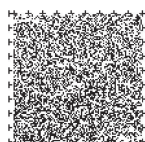
障がいのある人の社会参加、自立、生きがいを支えるサービスとして、事業者と連携して市内におけるサービスの提供体制充実を図るとともに、広域的に対応できる体制の整備に努めます。

短期入所については、グループホームの充実を進める中でサービスの確保を図り、利用を促進していきます。

就労系の障害福祉サービス事業所等と連携して福祉的就労から一般就労に向けた職場開拓や職場実習時の支援等を行います。

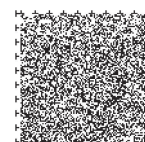
療養介護については、広域の中でサービスの確保を図ります。

年度	実績			見込量			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用量（人日）	5,090	5,204	4,484	5,058	5,146	5,620	5,790
生活介護	2,397	2,357	2,064	2,389	2,332	2,366	2,397
自立訓練（機能訓練）	16	22	18	13	13	25	25
自立訓練（生活訓練）	125	144	78	81	104	119	119
療養介護	341	310	252	270	270	300	300
就労選択支援	-	-	-	-	-	255	270
就労移行支援	331	412	314	378	398	418	438
就労継続支援A型	404	321	234	311	365	420	475
就労継続支援B型	1,402	1,565	1,425	1,526	1,573	1,621	1,668
就労定着支援	5	7	13	14	15	17	19
短期入所	69	66	86	76	76	79	79
実利用者数（人）	306	320	311	323	333	365	377
生活介護	136	135	132	136	138	140	142
自立訓練（機能訓練）	2	2	1	1	1	2	2
自立訓練（生活訓練）	8	9	6	7	7	8	8
療養介護	11	10	9	9	9	10	10
就労選択支援	-	-	-	-	-	17	18



就労移行支援	17	19	17	19	20	21	22
就労継続支援A型	21	17	14	17	20	23	26
就労継続支援B型	84	98	98	97	100	103	106
就労定着支援	5	7	12	14	15	17	19
短期入所	22	23	22	23	23	24	24

※ 実績及び見込みは、各年度3月のものです。



(4) 居住系サービス

民間事業者等がグループホームを設置する際の整備費用の一部を補助する制度の周知・運用を図り、グループホーム等の整備を促進します。

施設入所支援及び自立生活援助については、広域の中でサービスの確保を図ります。

共同生活援助（グループホーム）

年度	実績			見込量			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数（人）	69	72	78	83	87	91	95
うち重度障がい者数	17	17	17	17	17	18	18

※ 実績及び見込みは、各年度3月のものです。

施設入所支援

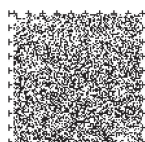
年度	実績			見込量			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数（人）	26	25	27	27	26	26	25

※ 実績及び見込みは、各年度3月のものです。

自立生活援助

年度	実績			見込量			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数（人）	0	0	0	1	1	1	1

※ 実績及び見込みは、各年度3月のものです。



(5) ケアマネジメントの推進及び地域相談支援

障害福祉サービスの提供という側面にとどまらず、障がいのある人のライフステージを見据え、一人ひとりのニーズに応じたサービス等利用計画を作成し、福祉、保健、医療、教育、就労等が一体となったチームアプローチによる生活支援が実現できるよう、相談支援体制を拡充します。

一般相談支援事業所、特定相談支援事業所を窓口とする、基本相談支援、地域相談支援、計画相談支援等の相談支援体制の充実及び市と各相談機関との連携強化を図ります。

また、障害者支援施設、精神科病院等から地域生活への移行、定着はもとより、現に地域で生活している障がいのある人がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、自立支援会議、基幹相談支援センター等と連携し、地域移行支援、地域定着支援のサービス提供体制の充実を図ります。

計画相談支援

年度	実績			見込量			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
新規利用者数（人）	23	31	47	54	61	68	75
指定・特定・一般相談支援事業者数（か所）	6	6	5	7	7	7	8

※ 新規利用者数の実績及び見込みは、各年度新規作成人数です。

※ 事業者数の実績及び見込みは、各年度3月のものです。

地域移行支援

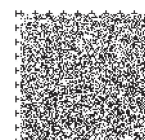
年度	実績			見込量			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数（人）	0	0	0	1	1	1	1

※ 実績及び見込みは、各年度3月のものです。

地域定着支援

年度	実績			見込量			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数（人）	0	0	0	1	1	1	1

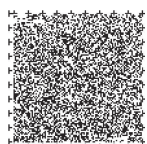
※ 実績及び見込みは、各年度3月のものです。

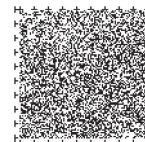


(6) 補装具給付事業

身体障がい者補装具

年度	実績			見込量			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
支給件数（件）	116	94	107	108	109	110	111





3 障がいのある子どもの支援体制の充実【第3期障がい児福祉計画】

平成28年6月の「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行によって、障がいのある子どものサービスに関する提供体制を計画的に構築していくため、計画期間を3年とする「障害児福祉計画」を策定することが義務付けられています。本項は本市における当該計画の中核を形成するものとなります。

(1) こども発達支援センターを中心とする療育等の充実

こども発達支援センター（ひなた・くろーばー）を療育推進事業の拠点として、教育研究相談センターと機能的に連携しつつ、保健・医療・福祉・教育などの関係機関との連携を強化し、子どもや保護者を支えるライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援体制を充実します。

① 障がいの早期発見・対応の充実

0歳から18歳までの子どもの障がいや発達に関する相談をワンストップで幅広く応じることにより、相談しやすく、相談内容を解決できる体制を充実させるとともに、アセスメント、経過観察を通じて適切な支援のコーディネートを行います。

また、母子保健事業の施策や県鎌倉保健福祉事務所の小児慢性特定疾病施策との連携をさらに強化するとともに、保護者が障がいを意識する前の段階から子育て相談の一つとして気軽に相談できるような環境を充実します。

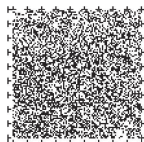
こども発達支援センターの療育相談（ひなた）

年度	実績			見込量			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
心理相談利用者数（人）	309	287	364	380	395	410	425
理学療法【PT】利用者数（人）	17	25	15	20	24	27	30
作業療法【OT】利用者数（人）	110	124	108	115	127	138	150
言語療法【ST】利用者数（人）	175	142	154	180	205	228	250

※ 実績及び見込みは、各年度4月から3月までのものです。

※ センター内及び幼稚園、保育所、学校への巡回相談を含みます。





くろーばーの通所支援

年度		実績			見込量			
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
児童発達支援	利用量 (人日)	1,348	1,346	1,520	1,560	1,600	1,640	1,680
	利用者数 (人)	35	39	36	37	38	39	40
放課後等 デイサー ビス	利用量 (人日)	636	774	1,354	1,400	1,475	1,540	1,600
	利用者数 (人)	46	52	53	56	59	62	65

※ 実績及び見込みは、各年度4月から3月までのものです。

※ 令和4年度から、事業ごとの一日当たりの定員を変更したため(児童発達支援：15名から10名、放課後等デイサービス：5名から10名)、令和4年度実績及び令和5年度以降の見込量について、数値が大きく変わっています。

② ライフステージに応じた継続的な支援

乳幼児の療育から就学への移行期の相談、学齢期に顕在化してきた子どもの障がいや特性による課題への対応などを含め、一貫したサービスを提供します。

ライフステージや障がい特性に応じて必要な制度や社会資源などの情報提供、講座や勉強会などを行います。

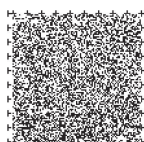
保健・医療・福祉・教育などの関係機関との連携を強化し、就学前に必要な調整や就学後の支援体制の充実を図るとともに、こども発達支援センターが療育専門機関として専門的なスーパーバイズ機能により支援教育をサポートします。

18歳以降の進路先への支援の引き継ぎについて、相談支援事業所とともに、子どもと保護者をサポートします。

③ 子育て支援に係る施策との連携

地域子ども・子育て支援制度と連携し、子育てに不安や悩みを抱えている保護者が子どもの特性への理解を進め、安心して前向きに子育てできるよう、相談しやすい体制を整備します。

子どもや保護者が地域生活を送るうえでの課題をできるだけ改善、軽減できるよう、また、安心して地域で生活できる環境を整備するためにスーパーバイズ機能や巡回相談により、保育所・幼稚園や小・中学校をはじめとする地域の関係機関の支援・連携をさらに充実させることで、市全体として専門的な支援ができる人材育成のサポートを行います。



県鎌倉保健福祉事務所が行っている歯科医師、歯科衛生士による相談の紹介やひなたのSTが特別支援学校のセンター機能と連携した口腔ケアに努めます。

④ 家族支援の充実

一人ひとりの障がい特性を理解し、個々の状況に合わせ専門性の高い療育プログラムを提供するとともに、家庭での養育を支援するなど、療育体制をより充実します。

ペアレントプログラムやひなたファイル勉強会など保護者及びきょうだい（兄弟姉妹）を含めた家族への支援、メンタルサポートなど総合的な支援を行います。

市民向け勉強会や講座の開催など、障がいに関する市民への啓発を積極的に進め、市民全体で障がいのある子どもとその家族を支える地域づくりを目指します。

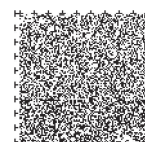
家族のレスパイトや子どもの日中における活動の場を確保するため、日中一時支援事業の充実を図ります。

⑤ 医療との連携

医療的ケア児に対する総合的な支援体制として、関連分野の支援を調整するコーディネーターを設置し、横須賀・三浦地域で連携を図りながら、相談体制の充実を図ります。

保護者の認識を深め、子どもへの適正な支援計画をつくるためにも、専門医との連携を含む医療との関わりの機会を確保します。

学齢期も含めどの段階においても医療的対応が必要な場合に、適正な医療を受けられるよう関係医療機関や地域の医療機関との連携の確保を図ります。

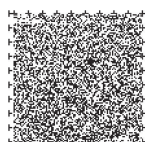


(2) 障害児通所支援等の充実

障がいのある子どもが早期から療育や教育相談等を受けることができるよう、障がいのある子どもに対するサービスの量的・質的ニーズを把握し、見込み量を設定した上で相談支援事業所、こども発達支援センター、障害児通所支援事業所、障害福祉サービス事業所などが連携して、障害児通所支援による切れ目のない支援体制の充実を図ります。

① 事業名と内容

事業名		内容
障害児通所支援	児童発達支援	未就学児の日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
	医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援及び治療を行います。
	居宅訪問による児童発達支援	重度の障がいがあり、外出することが困難な子どもに対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
	放課後等デイサービス	学齢時の生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所・学校等を訪問し、障がいのある子どもに対して、集団生活への適応のため、専門的な支援その他必要な支援を行います。
障害児相談支援		サービス等利用計画の作成、サービスの利用調整などを行います。



② 児童発達支援・放課後等デイサービスの充実

個別支援計画に基づき、日常生活における基本動作の獲得、人と関わる力や考える力、社会に適応する力、生活能力の育成・向上に向けて集団療育、個別療育、その他必要な支援を行います。

こども発達支援センターと連携し、民間施設における同サービスの提供を促進します。

児童発達支援

年度	実績			見込量			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用量（人日）	350	468	540	506	531	556	581
実利用者数（人）	47	58	58	61	64	67	70

※ 実績及び見込みは、各年度3月のものです。

医療型児童発達支援

年度	実績			見込量			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用量（人日）	0	0	0	1	1	1	1
実利用者数（人）	0	0	0	1	1	1	1

※ 実績及び見込みは、各年度3月のものです。

居宅訪問による児童発達支援

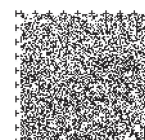
年度	実績			見込量			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用量（人日）	0	0	0	1	1	1	1
実利用者数（人）	0	0	0	1	1	1	1

※ 実績及び見込みは、各年度3月のものです。

放課後等デイサービス

年度	実績			見込量			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用量（人日）	671	874	960	1,152	1,314	1,476	1,638
実利用者数（人）	76	103	116	135	154	173	192

※ 実績及び見込みは、各年度3月のものです。



保育所等訪問支援

年度	実績			見込量			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用量（人日）	2	3	3	5	5	6	6
実利用者数（人）	2	2	2	3	3	4	4

※ 実績及び見込みは、各年度3月のものです。

③ ケアマネジメントの推進

障がいのある子どものサービスに関する提供という側面にとどまらず、継続的に十分な支援を受けることができるよう障がいのある子どものライフステージを見通した相談支援体制を拡充します。

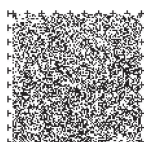
障害児相談支援事業所を窓口とする、基本相談支援、障害児相談支援等の相談支援体制の充実及び市と各相談機関との連携強化を図ります。

障害児相談支援

	実績			見込量			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
新規利用者数（人）	26	32	47	57	67	77	87
指定障害児相談支援 事業者数（か所）	3	3	3	5	5	5	6

※ 新規利用者数の実績及び見込みは、各年度新規利用計画作成人数です。

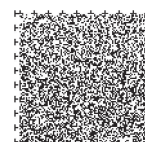
※ 事業者数の実績及び見込みは、各年度3月のものです。



4 地域生活支援事業に関する事項

(1) 事業名と内容

事業名		内容
必須事業	理解促進研修・啓発事業	障がいや障がいのある人への理解を促進するための研修や啓発を行うことにより、共生社会の実現を図ります。
	自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族を含む地域によるボランティア活動等の自発的な取り組みへの支援を行うことにより、共生社会の実現を図ります。
	相談支援事業	地域生活に関する様々な相談に応じます（基幹相談支援センターの設置、住宅入居等に関する支援、権利擁護のために必要な援助等を含む）。
	成年後見制度利用支援事業	「成年後見制度」の利用を支援することにより、障がいのある人の権利擁護を図ります。
	意思疎通支援事業	聴覚・音声機能、言語機能などの障がいのある人に、手話通訳者・要約筆記者の派遣等を行います。併せて手話奉仕員養成講習会・要約筆記者養成講座等により支援人材を育成します。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な人に、外出のための支援を行います。
	地域活動支援センター事業	創作的活動や生産活動、社会との交流促進などの機会を提供します。



事業名		内容
任意事業	日中一時支援事業	介助する家族のレスパイトや就労支援等を目的に、障がいのある人に日中活動の場を提供する一時利用サービスです。
	訪問入浴サービス事業	重度の身体障がいのある人の地域生活を支援するために提供する訪問入浴サービスです。
	日常生活用具給付事業	在宅の重度の障がいのある人などに、日常生活がより円滑に行われるための用具の購入費用等を助成します。
	身体障がい者自動車改造費等助成事業	身体障がいのある人の社会活動への参加を促進するため、自動車運転免許の取得や改造に要する費用の一部助成を行います。
	点字・声の広報等発行	文字による情報入手が困難な視覚障がい者に、音声訳・点訳にて情報提供を行います。

(2) 理解促進研修・啓発事業及び自発的活動支援事業

多くの市民が障がいや障がいのある人への理解を深め、地域が抱える課題や人権、福祉について学べるよう、理解促進研修・啓発事業を継続・充実していきます。

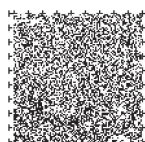
また、障がいのある・なしで分け隔てられることなく交流できる機会を関係機関や地域と連携して拡充していくため、障害者週間に障がいのある人の作品展示及び当事者団体、事業所、市民グループ等の参画による障がいの体験等を通じて市民の理解を深め、交流を促進します。

理解促進研修・啓発事業及び自発的活動支援事業

	実績			見込量			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施団体数（団体）	0	2	4	4	4	4	4

ふれあいフェス in ずし

	実績			見込量			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
参加者数（人）	-	-	300	360	360	360	420



(3) 相談支援事業

障がいのある人の多様なニーズに対応するため、保健・医療・福祉の関係機関等との連携強化による相談窓口の整備やライフステージに応じた相談支援、障がいのある人が相談しやすい体制の整備、充実を図ります。

① 一般相談支援事業所、特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所における相談支援体制の充実

委託相談支援事業所、一般相談支援事業所、特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所等、それぞれの障がい・役割に応じた支援を行い、相談支援体制の充実及び市と各相談機関との連携強化を図ります。

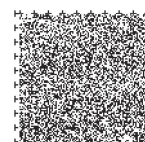
相談支援事業

	実績			見込量			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
相談支援事業委託数 (か所)	2	2	2	2	2	2	2
指定・特定・一般相談 支援事業者数(か所)	6	6	5	7	7	7	8
指定障害児相談支援 事業者数(か所)	3	3	3	5	5	5	6
相談支援事業者におけ る相談員数(人)	-	14	14	18	18	18	20
相談員一人当たりの 対象者数(人)	-	35	36	38	38	38	40

※ 指定・特定・一般相談支援事業者数及び指定障害児相談支援事業者数は第3章2の(5)及び第3章3の(2)③を再掲

② 自立支援会議を中心とする支援ネットワークの充実

自立支援会議を中心に、福祉、保健、医療、教育、就労をはじめ様々な関係機関等の連携ネットワークを形成し、多様化するニーズへの対応、困難事例への対応力を強化していくとともに、入所施設等からの地域移行・地域定着を地域全体で支えていく体制づくりや、障がいのある人をめぐる現状と課題の把握に努め、支援体制の強化を図ります。



自立支援会議

	実績			見込量			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
全体会議の開催数 (回)	2	2	2	2	2	2	2
運営会議の開催数 (回)	2	2	2	2	2	2	2
定例会議の開催数 (回)	12	12	12	12	12	12	12
専門会議の開催数 (回)	4	4	4	4	4	4	4

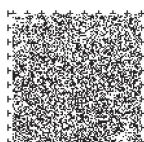
(4) 成年後見制度利用支援事業

日常生活自立支援事業等を活用し、かながわ成年後見推進センター、逗子市社会福祉協議会の逗子あんしんセンター、相談支援事業所等各関係機関と連携して成年後見制度の利用を促進します。

また、成年後見制度の利用に当たって、必要となる費用を負担することが困難な人に対する成年後見制度利用支援事業を継続します。

成年後見制度利用支援事業

	実績			見込量			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数(人)	1	0	0	1	1	1	1



(5) 意思疎通支援事業

手話通訳者・要約筆記者の設置・派遣を行い、聴覚障がいのある人のコミュニケーション（意思疎通）を支援します。

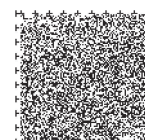
手話奉仕員養成講習会、要約筆記者養成講座を継続して実施するなど、必要な人材の育成・確保に努めます

手話通訳者の派遣

	実績			見込量			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
設置通訳者数（人）	2	2	2	2	2	2	2
利用量（件）	204	219	264	229	229	239	239
実利用者数（人）	26	24	25	25	25	26	26

要約筆記者の派遣

	実績			見込量			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用量（件）	35	55	83	86	86	88	88
実利用者数（人）	8	7	8	8	8	9	9

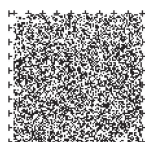


手話奉仕員養成講習会

	実績			見込量			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
手話奉仕員養成講習会 基礎課程講座（全22回）（人）	8	10	15	17	19	21	23
手話奉仕員養成講習会 上級課程講座（全22回）（人）	0	7	4	7	10	13	16
手話奉仕員養成講習会 フォローアップ課程講座（全8回）（人）	0	2	4	6	8	10	12

要約筆記者養成講座

	実績			見込量			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
要約筆記講習会 （全8回）（人）	0	5	12	8	8	10	10
要約筆記者現任研修 （手書き）（人）	7	11	9	9	9	9	9
要約筆記者現任研修 （PC）（人）	12	24	23	23	26	29	32



(6) 移動支援事業

障がいのある人の社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加を支える重要なサービスとして、支援人材、サービス量の確保など、今後も支援を継続していきます。

特に支援人材については、移動支援人材確保等事業を活用し、利用者のニーズに沿った支援体制を確保していきます。

移動支援事業

	実績			見込量			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用量（時間）	1,432	1,529	1,527	1,721	1,962	2,236	2,548
実利用者数（人）	78	99	100	105	120	137	156
登録事業者数（か所）	38	36	37	34	34	34	34

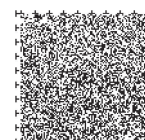
※ 実績及び見込みは、各年度3月のものです。

(7) 地域活動支援センター事業

創作的活動や生産活動などをおして、日中の居場所づくりや生きがいづくり、日常生活での困りごとを相談できる機会の提供などを行いながら、今後も障がい者の社会参加を促進します。

地域活動支援センター

	実績			見込量			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数（人）	66	63	63	68	68	68	68
実施か所数（か所）	3	3	3	3	3	3	3



(8) 日中一時支援事業

障がいのある人の日中活動の場の確保、介助する家族のレスパイトや就労支援のため、拡充を図ります。夏休み等の長期休暇や介助者の急病時における緊急的な利用などに対応できるような体制を充実させていきます。

日中一時支援事業

	実績			見込量			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数（人）	26	29	29	30	31	33	35
登録事業者数（か所）	8	8	10	10	10	10	10

※ 実績及び見込みは、各年度3月のものです。

(9) 訪問入浴サービス事業

重度の身体障がいのある人の在宅生活を支援するため、訪問入浴サービスの提供を継続していきます。

訪問入浴サービス事業

	実績			見込量			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数（人）	5	6	3	4	4	4	4

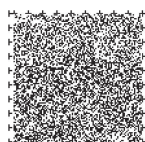
※ 実績及び見込みは、各年度3月のものです。

(10) 日常生活用具給付事業

日常生活用具の購入費助成などを継続していきます。

日常生活用具給付事業

	実績			見込量			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用件数（件）	285	285	281	284	287	290	293



(11) 身体障がい者自動車改造費等助成事業

身体障がい者自動車改造費等助成事業

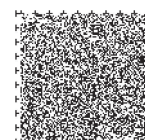
	実績			見込量			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
運転免許 取得支援件数（件）	0	0	1	1	1	1	1
自動車改造 支援件数（件）	0	0	0	1	1	1	1

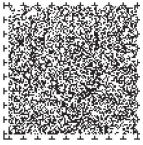
(12) 点字・声の広報等発行

各種のサービス情報や施設情報、イベント情報など、保健、医療、福祉に関連する様々な情報については、市民の誰もが手軽に入手できるよう、引き続き広報誌、「声の広報ずし」等の発行、市ホームページにおける音声読み上げや拡大文字等を活用した情報提供の更なる充実など、行政情報へのアクセシビリティの向上に努めます。

点字・声の広報等発行

	実績			見込量			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
声の広報ずし （発行回数）	24	14	12	12	12	12	12
点字広報 （発行回数）	24	14	12	12	12	12	12
議会報 （発行回数）	4	4	5	4	4	4	6





第4章 計画の推進について

障がいのある人に関わる施策分野は、福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労等、多岐にわたっているため、障がい福祉課が中心となり、庁内・庁外関係各部門との連携を図りながら計画を推進することが必要となります。

また、本計画は、障がいのある人の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成にむけて連携するとともに、進捗状況を確認しながら工夫・改善を積み重ね、着実に取り組みを進めていくことも必要です。

1 計画の推進体制

計画の実施に当たっては、自立支援会議、逗子市基幹相談支援センター、当事者、障がい者団体、サービス事業所、逗子市社会福祉協議会等との連携はもちろん、高齢、障がい、子ども子育て、生活困窮等の制度を横断的に対応できる包括的支援体制による支援を一体的に実施し、更には施設の広域利用など、近隣市町や横須賀・三浦障害保健福祉圏域自立支援協議会との連携を図りながら十分なサービス提供に努めます。

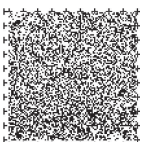
また、発達障がいや医療的ケア児に対する支援、就労など、国や県の制度に関わるものも多いことから、国、県の関係各機関との連携も図っていきます。

2 進行管理と評価

本計画の進行管理に当たっては、逗子市障がい者福祉計画策定等検討会において当事者や事業者の視点からの意見聴取を行い、それを踏まえて計画の進捗や効果を定期的に点検、評価していきます。

また、計画内容は、今後の社会情勢の変化や新たな国・県の施策、市内の動向等に柔軟に対応し、必要に応じて見直しをしていきます。

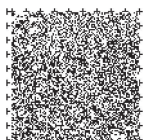
計画期間中は各年度において、令和8年度を目標年次とした数値目標の達成状況のほか、施策の実施状況、サービス見込量などについて聴取した意見を基に点検、評価したうえで、施策の見直しや新規施策の追加、計画の見直し等を含めて検討し、施策の充実に努めていきます。



3 行政計画との相互連携

本計画では、市の最上位計画である総合計画の基本構想における「めざすべきまちの姿」（5本の柱）及び地域福祉計画における目指すべきまちのすがたが重なり合うよう策定し、一体的に計画の実現を推進していきます。

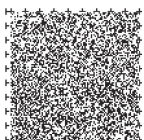
また、本計画は福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労など様々な分野と密接に関わるため、上位計画である地域福祉計画の分野別計画として福祉関連の行政施策を横断的に連携していくとともに、庁内・庁外関係各部門に係る計画と柔軟に連携し、計画の進行を管理していきます。

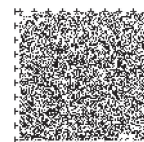


資料編

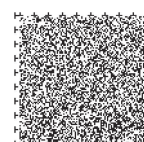
1 法令等障がい関連施策の動き

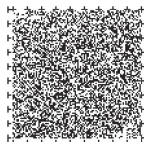
平成 15 年度 (2003 年度)	支援費制度の導入 -従来の措置制度から転換し、障がい者の自己決定に基づいたサービスの利用ができるようになった。 第2次障害者基本計画の策定 -平成 15～24 年度（10 年間）の計画期間
平成 18 年度 (2006 年度)	障害者自立支援法施行 -障害者自立支援法に基づく新体系サービスへの移行が開始した。利用者負担が応益負担となった。 教育基本法改正・施行 -教育基本法に障がい者について必要な支援を講ずる旨の規定が盛り込まれた。
平成 19 年度 (2007 年度)	障害者権利条約署名 -障害者の権利に関する条約の締結に向けた取組みが始まった。
平成 23 年度 (2011 年度)	障害者基本法改正・施行 -目的規定や障がい者の定義等が見直された。
平成 24 年度 (2012 年度)	改正児童福祉法施行 -障がい児を対象とした施設・事業が児童福祉法に位置づけられた。 改正障害者自立支援法施行 -利用者負担の見直し、障がい者の範囲の見直し、相談支援の充実、障がい児支援の強化等が盛り込まれた。 障害者虐待防止法施行 -障がい者に対する虐待の禁止、国等の責務が規定された。
平成 25 年度 (2013 年度)	障害者優先調達推進法施行 -国や地方公共団体、独立行政法人等が物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に調達することについて規定された。 障害者総合支援法施行 -法律名が障害者自立支援法から障害者総合支援法に改正され、障がい者の範囲の拡大等が規定された。 第3次障害者基本計画 -平成 25～29 年度（5 年間）の計画期間



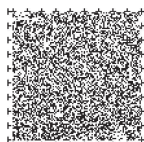


平成 25 年度 (2013 年度)	障害者権利条約批准 -障害者の権利に関する条約の批准書を国際連合事務総長に寄託し、平成 26 年 2 月 19 日より国内において効力が生じた。
平成 27 年度 (2015 年度)	神奈川県手話言語条例施行 -手話の普及等に関する基本理念を定め、県の責務や県民、事業者の役割を明らかにするとともに、手話等の普及に関する施策の総合的かつ計画的な推進について規定された。
平成 28 年度 (2016 年度)	障害者差別解消法施行 -不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供等について規定された。
平成 29 年度 (2017 年度)	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正 -民間の空き家・空き室を活用して、高齢者、低額所得者、子育て世帯、障がい者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を創設するなど、住宅セーフティネット機能が強化された。
平成 30 年度 (2018 年度)	改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法施行 -自立生活援助や就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援が創設された。 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律施行 -文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図るための国等の責務や基本的施策について規定された。 第 4 次障害者基本計画の策定 -平成 30 年度～令和 4 年度（5 年間）の計画期間 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正 -理念規定に、共生社会の実現、社会的障壁の除去に留意すべき旨を明確化し、国及び国民の責務に、高齢者、障がい者等に対する支援（鉄道駅利用者による声かけ等）を明記し、全国におけるバリアフリー化を一層推進するために総合的な措置が講じられた。 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 -施設のバリアフリー化や情報保障といった、障がいのある人が文化芸術を鑑賞しやすくする取組みや、作品を発表できる機会の確保、著作権の保護、高い評価を受けた作品の販売・発信に関する支援など、障がいのある人が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援の促進について規定された。

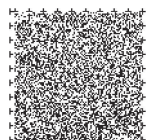




平成 30 年度 (2018 年度)	ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律 -ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進するため、国等の責務を明記し、諸施策の実施状況の公表や諸施策の策定等に当たっての留意点が定められた。 学校教育法等の一部改正 -障がい等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援のため、必要に応じて「デジタル教科書」を通常の紙の教科書に代えて使用することができるよう、所要の措置が講じられた。
令和元年度 (2019 年度)	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律施行 -視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進するために、国等の責務や基本的施策について規定された。 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正 -国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることが盛り込まれるとともに、民間の事業主に対する措置として、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給や障害者の雇用の促進等に関する取組みの実施状況が優良な中小事業主の認定などの新たな制度の創設が盛り込まれた。 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行 -成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置が講じられた。
令和2年度 (2020 年度)	「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」報告書 -精神障がいの有無や程度に関わらず、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加等が包括的に確保された体制の構築に向けた課題が整理された。
令和3年度 (2021 年度)	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行 -医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援するための地方公共団体の責務の明記や支援センターの設置の促進等が盛り込まれた。



令和3年度 (2021 年度)	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正 -努力義務であった民間事業者の合理的配慮の提供が法改正により義務化され、障がい者への差別の解消と理解促進に向けてさらなる周知啓発や取組みの促進等が盛り込まれた。 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行 -地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対する市町村の包括的な支援体制の構築の支援（重層的支援体制の整備）が盛り込まれた。
令和4年度 (2022 年度)	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)の施行 -障がい者による情報の十分な取得・利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進するため、基本理念や国・地方公共団体・事業者・国民の責務等、6分野にわたって基本的施策が示された。 こども家庭庁設置法等の成立 -障がいのある子どもに対する施策について、厚生労働省からこども家庭庁に移管されることとなった。 障害者総合支援法等の一部改正 -障害者総合支援法施行後3年の見直しに当たり、施設入所者の削減と地域移行に向けた取組みの一層の推進、グループホームへの重度障がい者の受入と軽度障がい者の地域移行、地域生活支援拠点の機能強化、医療保護入院のあり方の見直し、就労選択支援の新設、強度行動障がい者のニーズ把握と支援体制の整備、障がい児の地域社会への参加・包容の推進などが盛り込まれた。 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例の公布 -当事者目線の障がい福祉の推進について、基本理念を定め、及び県、県民、事業者等の責務を明らかにするとともに、当事者目線の障がい福祉を推進するための基本となる事項が定められた。 第5次障害者基本計画の策定 -令和5年度～令和9年度（5 年間）の計画期間



2 用語解説

ここでは、本計画に記載のある障がい福祉に関する用語について説明します。

【あ行】

アクセシビリティ

施設、設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。

アセスメント

利用者が直面している問題や状況の本質、原因、経過、予測を理解するために、援助に先だって行われる一連の手続のこと。ケアマネジャーがケアプランを作成する前に利用者のニーズ、状況等を詳細に把握するために行われる。

意思疎通支援

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳者等の派遣等を行い、障がい者と他者との意思疎通の円滑化を図ること。

一般相談支援事業所

都道府県が指定する相談支援事業所のこと。さまざまな相談に応じる「基本相談支援」に加えて、「地域移行支援」「地域定着支援」を行う。

移動支援人材確保等事業

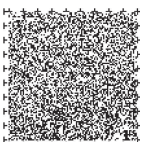
逗子市が実施する事業で移動支援を行う事業所への就業促進を図るため、従事者の資格要件となる研修の受講や事業所への就職支援に係る費用の助成及び事業所が人材確保するための経費を補助するもの。

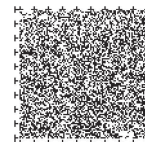
医療的ケア児

病院等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がいのある子どものこと。

運営会議

自立支援会議全体の運営にかかる企画・立案・総合管理等を行う会議。





【か行】

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、全障がいに係る相談支援事業従事者の人材育成を中心に、事例検討、困難ケースへの対応等相談支援事業に係る総合的な事業を行う施設。

共生社会

誰もが人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会。

グループホーム

障がいなどで日常生活の自立に困難のある人たちが、専門スタッフ等による相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を受けながら、地域で共同生活を営む住居。

ケアマネジメント

障がいのある人（子どもを含む）とその家族の地域生活を支援するために、その意向を踏まえて、必要なニーズに対して生活の目標を明らかにし、地域社会にある資源を活用しながら総合的かつ効率的に生活の支援を行う技術方法の一つ。

権利擁護

知的障がい・精神障がいや認知症などのため、自らの権利やニーズを表明することが困難な人に代わってその権利やニーズ表明を行うこと。また、弱い立場にある人々の人権侵害（虐待や財産侵害など）が起きないようにすること。

合理的配慮

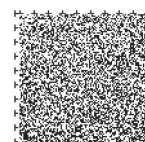
「障害者権利条約」の第2条で定義が示されている。具体的には、障がいのある人が障がいのない人と平等であることを基礎として、すべての人権・基本的自由を持ち又は行使できることを確保するための必要かつ適切な変更・調整のことをいう。「特定の場合に必要とされるものであり、かつ不釣り合いな、又は過重な負担を課さないもの」という条件が付けられる。

コーディネート

対象者への支援を円滑にするために関係機関との調整を行うこと。

個別支援計画

利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況などの評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案される計画。



【さ行】

サービス等利用計画

障害福祉サービスの支給決定を受ける人が、地域で生活するときに必要となる様々なサービス等を上手に活用するためにその人のニーズ、心身の状況、置かれている環境などを考慮し、ケアマネジメントによりその人に合った適切な支援が行われるように作る計画。

計画には、本人の解決すべき課題、その支援方針、利用するサービスなどが記載される。

児童発達支援センター

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。

社会的障壁

障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営むうえで障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

重症心身障がい

重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複する場合に限って使われる名称。

障害者基本法

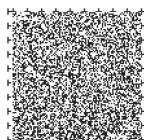
障がいのある人の自立と社会参加の支援等のための施策に関して基本原則を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることによって障がい者施策を総合的かつ計画的に進め、障がい者福祉を増進することを目的とする法律（平成5年施行）。

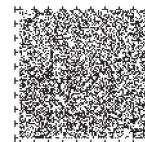
障害者虐待防止法

正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。障がいのある人への虐待の禁止、虐待の防止に関する国や地方自治体の責務及びその養護者に対する虐待防止に資する支援等について定めた法律（平成24年施行）。

障害者差別解消法

正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進するための法律（平成28年施行）。





障害者自立支援審査支払等システム

障害福祉サービス費・障害児支援給付費等における全国共通の審査支払システムのことで、事業所の請求受付から市町村の支払まで一連の事務処理をシステム化し、障害福祉サービス費等の請求・審査・支払等の事務の効率化と平準化を図るためのもの。

障害者自立支援法

障がいのある人の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、「障害者基本法」の基本的理念にのっとり、障害福祉サービス、公費負担医療等について共通の制度のもとで一元的に提供するしくみを創設することとし、自立支援給付の対象者、内容、手続き、地域生活支援事業、サービス整備のための計画の作成、費用の負担等を定めた法律。平成 17 年 11 月に制定、18 年 4 月、10 月に施行され、平成 25 年 4 月に障害者総合支援法に改正された。

障害者総合支援法

正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。障がいのある・なしにかかわらず、国民が相互に尊重され安心して暮らせる社会の実現に向けて、障害福祉サービスの充実や対象者の拡大などが定められた。（平成 18 年施行）。

平成 25 年に「障害者自立支援法」から理念、目的等の改正に伴い変更された。

障害者優先調達推進法

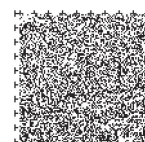
正式名称は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」で、障害者就労施設で就労する障がいのある人や在宅で就業する障がいのある人の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的、積極的に購入することを推進することを定めた法律（平成 25 年施行）。

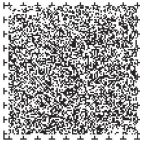
小児慢性特定疾病

児童期に発症する疾病で、慢性に経過する、生命を長期にわたって脅かす、症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる、長期にわたって高額な医療費の負担が続く、という 4 要件を満たすもの。

自立支援会議

地域における障がいのある人の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくり等に関して中核的な役割を果たすよう、相談支援事業者、サービス事業者、関係団体及び福祉、医療、教育、雇用等の関係者の参加により市町村、都道府県が設置・運営するもの。障害者総合支援法第 89 条の 3 で規定する「協議会」のことであり、本市では逗子市自立支援会議という名称である。横須賀・三浦障害保健福祉圏域自立支援協議会は県によって設置されている。





スーパーバイズ機能

発達支援を専門に研究をされている学識有識者、発達支援センターなどのセンター長などが担うスーパーバイザーに、これから取り組もうとする支援、または今取り組んでいる支援について、アドバイス・指導をしてもらうこと。

成年後見制度

知的障がいや精神障がい、発達障がい、認知症などの理由により、判断能力が不十分で自分自身の権利を守ることができない人を保護・支援する民法及び任意後見契約に関する法律に基づく制度。財産の管理やサービス利用などの契約、遺産分割の協議などをサポートする。

全体会議

関係機関のネットワーク構築のために情報共有・意見交換を行う自立支援会議の中心的な会議。

専門会議

個別の課題内容に関して意見交換を行う自立支援会議の専門的な会議。

相談支援

障がいのある人や介助者（介護者）からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等を行う一般的な相談支援のほかに、基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援のことをいう。

「基本相談支援」とは、地域の障がいのある人等の福祉に関する各般の問題につき、障がいのある人や子ども、その保護者・介助者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整や法令で定める便宜を総合的に供与することをいう。

「地域相談支援」とは、地域移行支援及び地域定着支援を指し、「計画相談支援」とは、サービス利用支援及び継続サービス利用支援のこと。

ソーシャルインクルージョン

すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うこと。

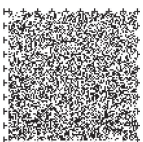
【た行】

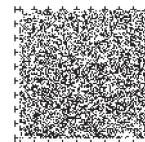
地域移行

施設入所や長期入院をしている人が地域での在宅生活（グループホーム等含む）に戻ることに伴うこと。

地域活動支援センター

障がいのある人等が通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を進めるなど





多様な活動を行い、自立した生活を支援する施設。専門的な職員による相談支援や、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化、障がいに対する理解促進啓発事業を実施する「Ⅰ型」、機能訓練、入浴等のサービスを行う「Ⅱ型」、地域の障がい者団体が実施する通所によるサービスを行う「Ⅲ型」の3種類の類型がある。

地域生活支援拠点

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、様々な支援を切れ目なく提供するネットワークのこと。

地域生活支援事業

障害福祉サービスなどとは別に、障害者総合支援法第77、78条の規定に基づいて障がいのある人が自立して生活できるように地域の特性や本人の状況に応じて、市町村、都道府県が柔軟な形態により効果的・効率的に行う事業。「必須事業」と「任意事業」に分かれる。

地域包括ケアシステム

住み慣れた自宅や地域で生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供できるような地域での体制。

地域包括支援センター

高齢者のための総合的な相談・支援や介護予防のマネジメント、ケアマネジャーのネットワークや支援困難事例等への指導・助言など、地域における高齢者への総合的な支援を行う機関で、介護保険法に基づき、日常生活圏域ごとに設置されている。

チームアプローチ

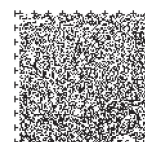
利用者の課題を解決するための目標を多職種間で共有し、その目標に向かって医師、看護師、保健師、介護福祉職、作業療法士、臨床心理士など様々な職種が連携し、それぞれの専門性を発揮して、1人の利用者の支援を行うこと。

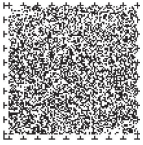
定例会議

相談支援事業所間の情報共有、事例の総合的な把握及び具体的な支援策を検討する自立支援会議の中の会議。

特定相談支援事業所

市町村が指定する相談支援事業所のこと。さまざまな相談に応じる「基本相談支援」に加えて、サービス利用を希望する方に向けた「サービス利用支援」「継





続サービス利用支援」を行う。

【な行】

内部障がい

心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の機能障害、もしくはヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能の障がいという。

難病

医学的に明確に定義されたものではなく、一般的に原因が不明であったり、治療方法が確立しておらず、後遺症を残すおそれがある病気をいう。経過が慢性的で、医療費がかかることや、介護等に人手を要するため、家族にとって経済的・精神的な負担が大きくなる。具体的には「筋萎縮性側索硬化症（ALS）」「潰瘍性大腸炎」「網膜色素変性症」「全身性エリテマトーデス」「ベーチェット病」「脊髄小脳変性症」「悪性関節リウマチ」「パーキンソン病」などが挙げられる。

日常生活用具

障がいのある人の円滑な日常生活を支援するための用具。

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。実施主体は、都道府県社会福祉協議会及び指定都市社会福祉協議会が担う。

ニーズ

生活場面で生じてくる様々な必要性、要求のこと。

ネットワーク

各主体を網の目のように結び、つなぐこと。サービス提供においては、「サービス提供主体間の情報交換を促し、情報の共有化を図るとともに、協力・連携体制を構築すること」を意味する。

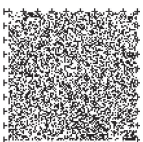
ノーマライゼーション

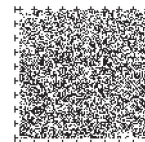
障がいのある人を特別視せずに施設の中で生活するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、ともに生きる社会こそが当たり前（ノーマル）であるという考え方。

【は行】

発達障がい

発達障がいの定義については、発達障害者支援法第2条によると、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」とされている。





バリアフリー

社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁（バリア=Barrier）となるものを除去（フリー=Free）するという意味で、建物や道路の段差解消など生活環境上の物理的障壁を除去すること。より広く、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

福祉的就労

就労移行支援、就労継続支援A型・B型、地域活動支援センターで支援を受けながら行われる就労のこと。

ペアレントプログラム

子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラムのこと。「行動で考える」「（叱って対応するのではなく、適応行動ができたことを）ほめて対応する」「孤立している保護者が仲間を見つける」という3つの目標に向けて取り組むもの。

補装具

身体機能の障がいによる困難を補うことにより、日常生活能力の回復に寄与する器具のこと。盲人用安全杖、補聴器、車いすなどがこれに含まれる。

【や行】

要約筆記

話し手の内容をつかんで、それを筆記して聴覚障がいのある人に伝達する方法。話の内容を書き取りスクリーンに投影する方法や、パソコンで入力した内容をビデオプロジェクターから投影する方法が用いられる。通常、所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得した者が行う。

【ら行】

ライフステージ

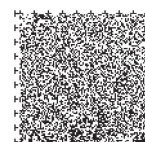
人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階をいう。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに区別される。誕生・入学・卒業・就職・結婚・子どもの誕生・退職・死などそれぞれの段階に応じた節目となるできごとがあり、それぞれの段階ごとに特徴的な悩みや問題などがみられる。

リハビリテーション

障がいのある人や高齢者などに対して、生活の質を高めることをめざし、医学的訓練のほか、障がいのある人の社会的な自立と参加のために行う総合的な援助のこと。

療育

障がいのある子どもや心身の発達に心配がある子どもを対象に、人とのかかわる力や考える力、社会に適応する力、生活能力の向上に向けて集団や個別、その他必要な支援を行うもの。



レスパイト

障がいのある人などを在宅で介助・支援している家族の肉体的、精神的負担を減らすことを目的に、一時的に介護・支援を代替し、疲労の回復を図ってもらうために家族を支援すること。

【A～Z 行】

OT (Occupational Therapist)

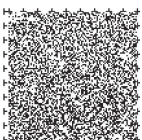
作業療法士のこと。さまざまな道具を使ったリハビリテーションなどを通して、身体の動作改善や筋力強化を図り、入浴する、着替える、食事をするといった日常生活に必要な応用動作の回復をサポートするリハビリテーションの専門職種。身体の障害だけではなく、精神疾患に対するリハビリテーションも行い、人や社会との関わりを促しながら精神面のケアを行い、社会復帰をサポートする。

PT (Physical Therapist)

理学療法士のこと。各個人の身体機能や痛みの評価・分析をした上で、基本動作能力の改善、運動療法により正しい動きの学習と指導、痛みや麻痺の回復に対する物理療法、自立した日常生活を支援するリハビリテーションの専門職種。

ST (Speech Therapist)

言語聴覚士のこと。ことばの遅れや失語症、あるいは聴覚障害などによって、話すことや聴くこと、文字の読み書きなどをスムーズに行えない人たちがより良い生活をおくれるよう、機能回復をめざして訓練や指導を行うなど全面的に支援する専門職。



3 逗子市障がい者福祉計画策定等検討会運営要綱

平成 23 年 4 月 1 日

逗子市要綱

改正 平成 23 年 8 月 5 日

平成 25 年 4 月 1 日

平成 29 年 4 月 1 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条の規定による逗子市障がい者福祉計画並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 第 1 項の規定による逗子市障がい児福祉計画の策定及び進行管理について、広く市民、関係者等の意見を聴取することを目的に逗子市障がい者福祉計画策定等検討会（以下「検討会」という。）を開催し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

（平成 23 年 8 月 5 日・平成 25 年 4 月 1 日・平成 29 年 4 月 1 日・一部改正）

(メンバー)

第2条 検討会のメンバーは、次に掲げる者とする。

- (1) 公募による市民
- (2) 障がい当事者及びその関係者で構成される団体の推薦を受けた者
- (3) 公共的団体の推薦を受けた者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要があると認めた者

2 検討会への参集の求めは市長が行い、同一の者に対して継続して求めるものとする。

(アドバイザー)

第3条 市長は、検討会の開催に当たり、障がい福祉について知識経験を有するアドバイザーを置くことができる。

（平成 29 年 4 月 1 日・一部改正）

(協力の要請)

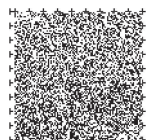
第4条 市長は、特に必要があると認めるときは、メンバー及びアドバイザー以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（平成 29 年 4 月 1 日・一部改正）

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、障がい福祉課において処理する。

（平成 29 年 4 月 1 日・一部改正）



(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(平成 29 年 4 月 1 日・一部改正)

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 8 月 5 日)

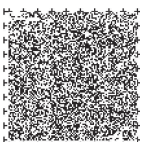
この要綱は、平成 23 年 8 月 5 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 4 月 1 日)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

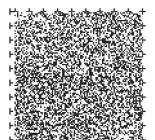
附 則 (平成 29 年 4 月 1 日)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。



4 逗子市障がい者福祉計画策定等検討会メンバー名簿

氏 名	所 属 団 体 等	備 考
うしお ゆきこ 牛尾 幸子	公募市民	
すぎうら ただし 杉浦 忠	公募市民	
おのぐち ふじお 小野口 富士男	公募市民	
おおいし ただし 大石 忠	逗子市身体障害者福祉協会	
さとう ひろこ 佐藤 宏子	逗子市手をつなぐ育成会	
くろさき のぶゆき 黒崎 信 幸	逗葉ろうあ協会	
せきや あやこ 関谷 彩子	地域活動支援センター ワークショップ リプル	
とます ももこ 斗舂 もも子	社会福祉法人 湘南の凧えいむ	
きもと さちこ 木本 幸子	相談支援・就労継続支援 B 型事業所 カモミール	
や ぎ み ほ 八木 美穂	逗子市民生委員児童委員協議会 障がい者福祉部会	
きむら こうすけ 木村 浩 介	逗子市社会福祉協議会	
よこみぞ ゆ か 横溝 由佳	神奈川県鎌倉保健福祉事務所 保健予防課	
いとう ひでき 伊藤 英樹	逗子市教育委員会 子育て支援課	
ふじい かすなり 藤井 寿 成	逗子市教育委員会 療育教育総合センター	
いしわた かすみ 石渡 和実	東洋英和女学院大学 名誉教授	※アドバイザー



逗子市障がい福祉計画・逗子市障がい児福祉計画

発行年月 令和6年3月

編集・発行：逗子市 福祉部 障がい福祉課

〒249-8686 神奈川県逗子市逗子 5-2-16

電話：046-872-8114(直通)

FAX：046-873-4520 872-8294(聴覚障がい者専用)

市役所ホームページ <https://www.city.zushi.kanagawa.jp>

